第四章　安南の亂及び倭寇の猖獗

安南明に平けらる

第一節　安南王陳昤、元に歸服して後、支那の文物に倣ひ國治りき、王陳暲に至り、初めて明と通ぜしが、連年占城と戰ひて國力衰へ、陳氏遂に振はず黎季犛之に代りて王となり、一四〇二年（我二〇六二年後小松慶永九年）國を大虞と號せり、明の成祖其子胡漢蒼を王とせしが、已にして成祖、陳氏の遺族を立てんとし、海陸の大軍を發し張輔を將とし、伐つて王を斬り安南を平げたり。

大越終に二分す

第二節　然るに清華の土豪黎利之に服せず、兵を擧げて明及び老撾の同盟軍を破り、一四二八年（我二〇八八年稱光正長元年明と和を修め、位に交都に即き國を大越と號せり、其後黎顥の時、外は占城、緬甸を服し、老撾、雲南を侵し、內は民政を整へ、紀綱

を張れり、然るに其後暴君續出するに及び、莫登庸なるもの纂立して帝を稱せり、時に清華の人阮徐、老撾に入り黎寧を奉じて援を明に乞ひ、莫登庸亦使を明に遣はして內藩たらんことを請へり、是に於て一五四〇年（我二〇〇年後奈良享祿九年安南遂に兩分し、北部は莫氏之を領し、南部は黎氏の有となれり。

第三節　高麗は忠烈王以後毎に元の干渉を受け財政困乏せり、元の衰運に傾くに及び、恭愍王、元の羈絆を脫せしが此頃我西陲の船舶は朝鮮支那を剽掠すること頻りなり、之を倭寇と云ふ、恭愍王、海賊禁止を我邦に請ひて得ず、因りて之を討せしが大敗し、僅かに李成桂によりて之を平ぐるを得たり、其後王辛禑蒙古と通じて明を討ぜんとす、李成桂之を諫めて用ひられず、遂に王を廢し恭讓王を立つ、尋いで一三九二年（我二〇五二年後應山元中九年）李成桂自立して明の封冊を受く

倭寇

之を朝鮮の太祖とす。

第四節 明の太祖亦倭寇を憂ひ、海賊禁遏を我邦に請ひ、且防倭衛所を設けて之に備へたり、足利義滿使を明に遣はして隣交を修め成祖の封冊を受くるに及び、令して海賊を捕へ、貿易を進め、明の工藝を移殖せり、足利義敎の時、亦明の封爵を受け、勘合符を得て大內氏に其管掌を托し、西陲の諸領主、盛に貿易を營めり、其後、明の奸商等我商民を詐き代價を給せざることありしかば、商民憤怒して再び倭寇を始め、明の叛民と連合して江の南北を寇略せり、一五六三年（我二二三年正親町永祿六年）愈大獻倭寇を平海衛に擊ち破りしより倭寇の難漸く熄みたりと雖、殘黨は尙臺灣を占領して近海に出沒し、時に明の沿岸を侵擊せり。

豐臣の征韓期

第五章 明の衰頽

第一節 豐臣秀吉天下を戡定するに及び、明の衰弱を見て之を討滅せんとし、朝鮮に途を借らんことを求む、朝鮮王宣祖李昖之を聽かず、是に於て秀吉、諸將を派して釜山に上陸せしめ、輒く漢陽を陷れたり、宣祖、連りに援を明に要む、明の神宗、祖承訓をして之を援はしめしが、平壤に大敗せり、神宗乃李如松をして赴かしめしに、是亦碧蹄館に大敗せり、神宗恐懼し、沈惟敬をして小西行長を介し、一五九六年（我二二五六年）後陽成長元年和を請はしむ、然るに其冊書、秀吉の意に適せず、秀吉再、征韓の師を發せり、交戰歲餘に及びしが、會、秀吉歿して我軍旋りしかば、朝鮮僅に滅亡を免れたり、然れども此役後韓明共に衰耗に傾けり。

黨人の爭

第二節 時に明に黨人の爭起りて國政を動かし、上下解

體せり、抑、明の太祖、教化を重じ言路を開くや、學者漸、輩出し、理論を尚び、朝政を論議するもの多く、殊に英宗以來、宦者權柄を弄するに及び、競ひて國事を可否し、屢、之と衝突せり、神宗の時、趙南星京察を司り、宰相王錫爵の請託を容れずして左遷せらる、顧憲成等之を論じて亦貶せられたり、是に於て顧憲成は鄉里に歸りて東林書院を開き、書を講じ朝政を非議せしが、朝野志を得ざるもの競ひて之れ會せり、鄒元標、趙南星の徒、亦鄉里にありて相呼應し、東林の名、海内に嘖嘖たりき、殊に挺擊、紅丸、移宮の三問題に就きて最、當路者に反對せり、光宗、熹宗の際、葉向高相となり、東林黨を任用せしが、宦者魏忠賢、熹宗の寵を受けて東林黨を排し、其書院を毀ち、其黨與の姓名を榜示し、其籍を創れり、楊漣上書して魏忠賢を彈劾せしが、熹宗不明にして之を用ふること能はず、明室益、

明の滅亡

傾廢せり、其後思宗、魏忠賢等を誅し、黨禁を解き、忠良を擧げたりと雖、外患内憂頻に臻り明室衰頽せり。

第三節　明室の政令弛廢し、陝西の地に饑饉あるに及び、賦欽尚繁重なりしかば、流賊蜂起し、李自成、張獻忠は陝西に起りて侵略を事とし、張獻忠は湖南、四川を略して成都に據り、李自成は陝西、河南を領して西安に據り、遂に山西を略して太同より燕京に迫れり、李邦華、南京に避けんことを請ひしに毅宗聽かず、吳三桂を召して入り援はしむ、然るに援軍未だ至らざるに北京已に陷り、帝は萬歲山に自到し、一六四四年（我二三〇四年後光明正保元年）李自成帝號を稱せり。

明の儒學

第六章　元明時代の學藝宗教

第一節　蒙古はもと文字を有せず、畏吾兒文字を用ひて

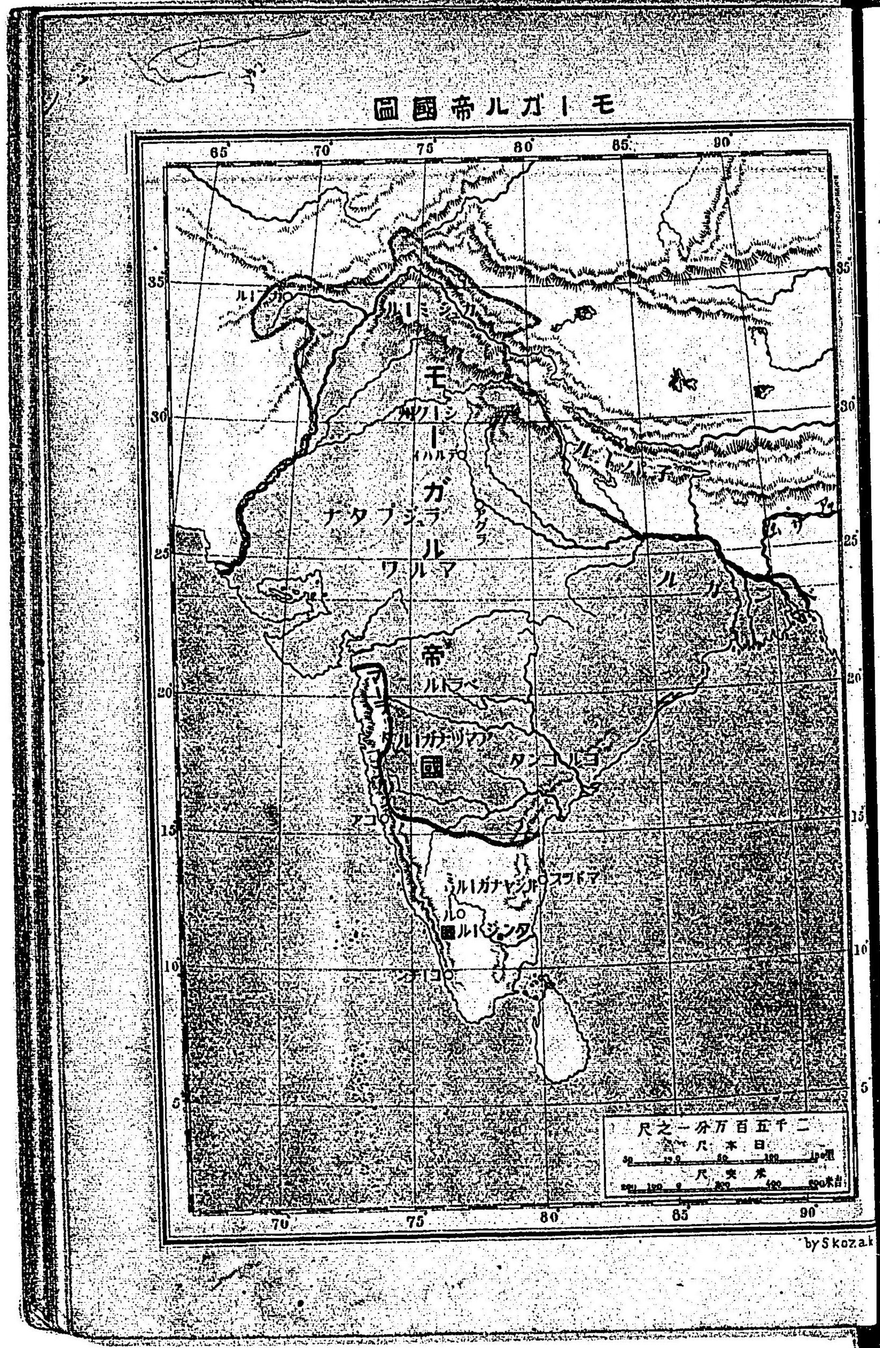

王守仁

蒙古語を記ししが、世祖の朝、吐蕃の僧八思巴、蒙古文字を作りて、皇帝の詔勅を記し、翰林院に於て之を漢語に飜譯せしめき。

第二節　元代に於ては儒學盛ならず、明の太祖之を振興奬勵してより文運頗、隆昌を致し、薛瑄は程朱の學を奉じて巨擘と稱せらる、胡居仁又大に朱子學を發揮したり、之を河東派と云ふ、然るに王守仁出て佛老の學を研め、終に格物致知の理を悟り、專ら良知良能を主として大に陸九淵を揚げ朱熹を抑へたり、之を陽明學又餘姚派と

稱す、當時の學者は皆性理を談じて漢唐註疏の學を顧るものなかりき。

明の文學

第三節　文學にありては元の世鄭德輝、馬東籬戲曲を作り、明の世には沈青門、陳大聲、小說を以て名あり、水滸傳、西遊記、金瓶梅は最、傑作と稱せらる、又文章には宋濂、王禕、劉基、方孝孺等明代に能文の名あり、詩には文徵明、楊基等の名家輩出し、高青邱亦詩を以て名を顯せり。

史學

第四節　史學に於ては宋濂等勅を奉じて元史を編し、薛應祈は宋元通鑑を著せり、其他宋史、新編宋史、紀事本末、元史紀事本末等の著書夥し。

佛敎

第五節　佛敎は元の世祖之を尊崇して大に其弘布を贊けたり、是より元朝世世深く之を信じ、供養の爲め大に國力を耗費せり、明の太祖亦深く佛を信じ、規律を立てて、僧尼を

喇嘛教

措置し、成祖は西僧哈立麻をして全國の釋教を領せしめ、南北兩京に詔して大藏經を刻せしめたり。

第六節　當時西藏地方には盛に喇嘛教行はれたり、元の世祖の朝、八思巴三藏に通じ大に元室の尊信を受けたり、明の成祖の朝、宗喀巴（ツォンカパ）大に教風を釐革し、僧侶の妻帶を禁じ、衣鉢を子孫に傳ふることを廢せり、是に於て喇嘛教に紅教、黃教の別あり、宗喀巴の高弟に達賴喇嘛（ダライラマ）あり、世々汗位を襲ひり、達賴第三世の時、青海河套の蒙古人之に歸依せり。

道教

第七節　元の朝、道教亦頗盛なりしが、明の太祖以來又帝室の尊信を得たり、世宗に至り佛教を抑制して更に道教を發揚せり。

回回教

第八節　回回教は元の世祖以來頗西部に行はれしが、景教は唐の武宗以來殆ど滅絶せり、然れども明末歐洲人の東渡してより再、行はるるに至り、宣教師は天文曆數を傳授し、多く朝廷の厚遇を蒙れり。

第四卷　近世史

第一篇　歐人の東渡

第一章　中央亞細亞及び印度の形勢

アブセイド領土及び月即別汗

第一節　帖木兒の歿後、汗國大に亂れしが、其玄孫アブセイドに至り、援を月即別汗に求め、國難を一掃し、瓦剌を走らし、一時中央亞細亞を統一し、天山の西よりバグダッドに至るの版圖を有せり、然るに一四六七年（我二一二七年後土御門應仁元年）土耳古と戰ひて敗歿し、國又崩潰するに及び、月即別汗シバンは一五〇〇年（我二一六〇年後土御門明應九年）サマルカンドを占領して中央亞細亞を統一せり。

波斯のサフイ王家

第二節　土耳古已にアブセイドを破り波斯を統一せり、然るに其後國亂るるに及び、回回教の高僧シヤー、イスマエルは人心を收攬し、國人を綏服し、一五〇二年（我二一六二年後柏原文龜二年）波斯にサフイ王家を建て、東は月即別汗と戰ひ、西は土耳古帝國と戰へり、此時に乘じ一五一五年（我二一七五年後柏原永正一二年）バイルスなるものキワ汗國を建設せり。

ボクハラ汗國起る

第三節　是に於てアブセイドの孫バーベルは月即別汗を惡み、舊領を復せんと欲して援を波斯に乞ひ、サマルカンドに入り、月即別汗を放逐し、一時領土を恢復せり、然るにサマルカンドの人民蜂起するや、シバンは再侵入してボクハラを陷れ、ボクハラ汗國を建てたり。

モーガル帝國創立

第四節　バーベル意を中央亞細亞に得ずして、アフガニスタンに退き、印度征服を計畫せり、是より先き印度は一三九九年（我二一一〇年後小松慶永六年）帖木兒の退きてより尚デルハイを支配せしが、一四五〇年（我二一一〇年後花園寶德二年）に至り、アフガン人

アグバール大帝

來りてローヂ朝を立てたり、然れども印度は四分五裂して騷亂止むこと無かりしかば、バーベルは一五二五年（我二一八五年後柏原大永五年）印度河を渡り、ローヂ朝を殪し、デルハイを略して、モーガル帝國を創立し、更に領土を恒河の下流に擴張せり、然るに子フマーユンはベンガル汗に逆撃せられ、一旦波斯に退き、サフィ朝に憑りしが、一五五五年（我二二一五年後奈良弘治元年）亦北印度に歸りてデルハイを恢復せり。

第五節　一五五六年（我二二一六年後奈良弘治二年）子アクバールⅡ皇帝となり、先づラジプート諸王と婚を通じ、異教徒の感情を和らげ兵を率ゐてガブールⅡ幷にカシュミールⅡを征服し、テクハンの北部を經略し、大に叛圖を擴張せり、是に於て帝は大に兵制を釐革し、租稅法を制定し、新に宗教を建て、躬ら政教上の主宰として領土を統轄し、各教徒には信教の自由、政權の平等を許し、モーガル帝國を確立せり。

モーガル帝國最強

第六節　一六〇五年（我二二六五年後陽成慶長一〇年）アクバールの歿するや、ジェハンギールⅡ、シャーゼーハンⅡ相繼て立つ二君不德なりしかば、叛亂相踵ぎて諸所に起りしが、一六五九年（我二三一九年後後西院萬治二年）アウラングゼーブⅡ立つに及び、デルハイに都し、兵を南してデクハンに入り、アマッナガールⅡ國を降し、更に南印度に進み、ヴィザヤナガールⅡ國を服し、第十七世紀の終には、コンカン及びミソールⅡを除きて悉く印度の全土を領有するを得たりき。

アウラングゼーブ大帝

第七節　アウラングゼーブ在位凡五十年にして一七〇七年（我二三六七年東山寶永四年）に歿す、帝の世は印度全盛の時期にして、皇帝は無上の主權を有し、其命令は犯すべからざるものとなりき、帝深く回回教を信じ、大に溫都教徒を抑壓せり、皇帝

は斯く專政壓制を旨とすと雖、印度積年の習慣風俗は依然として殘存し、帝國都鄙の秩序を保つを得たり、各地方にはナワッブと稱する地方官ありて行政司法を掌り、地方の情報は四通八達せる大道を通じ、郵便法によりて輒く首都に達することを得たりき。

モーガル帝國の衰運

第八節　然るに此大帝國はアウラングゼーブ帝の歿後條ちにして衰へ、溫都教の抑制を怒れるラージプットは已に叛亂を起し、南印度の溫都教徒はマーラタ同盟を結びて抵抗せり、而して內にありては後嗣庸劣にして武威を張ること能はず、繼承の紛議は續出して國全く亂れ、溫都教徒は遂に獨立するに至り、內政はナワッブの手に移り、外已に渡來せる歐人の衝突蠶食するあり、印度は實に土崩瓦解の兆候を呈したりき。

波斯王國

第九節　モーガル帝シャーゼーハンが南方印度を經營するに及び、波斯王アバス二世はアフガニスタンを侵し、カンダハールを陷れ、アフガニスタンを奪へり、アバス二世歿し波斯亂るるに及び、アフガン人は獨立を圖り、マームードはカンダハールに起り、イスバハンに入りて波斯王と稱しき、是に於て露帝ピーターはマームードを討し、カウカサス山南を取り、土耳古帝もチグリス河東を侵せり、波斯人ナヂール之を機とし、一七三六年（我二三九六年櫻町元文元年）イスバハンを恢復し、波斯王と稱し、ボクハラを降し、カンダハール、カブールを略し、印度の北部を掠奪し盛んに勢威を振へり。

第二章　葡萄牙、西班牙の東略及び基督教の東流

葡萄牙人の東航

第一節　是より先き一四九八年（我二一五八年後土御門明徳七年）葡萄牙人ワスコダガマ喜望峯を遠りて印度マラバール海岸に着し、カリカット王に謁せり、次て葡萄牙人は船艦を率ゐてカリカットに至り、商館を建て、回回教徒殊に土耳古人と爭ひ、一五一〇年（我二一七〇年後柏原永正七年）ゴアを侵略して印度商業の中心と定め、印度の東西岸及び錫蘭島に商館を開き、マラッカ、ジャワを侵し、進みて支那海に入り、廣東、厦門、寧波の各地に商館を建て、澳門（マカオ）を占領し遂に我邦にも渡來し盛に東西兩洋の貿易を營み、アラビア、亞弗利加の沿岸は多く其碇撃地となれり。

基督教の東渡

第二節　基督教羅馬加特力はフランシスカン僧侶の渡來と共に漸、印度に傳はりしが、ゼスイット派のザビエール、ゴアに到りしより益隆盛を致し、モーガル帝アクバールは使を遣はして宣教師を招き、頗、教義を傾聽せり、一五四九年（我二二〇九年後奈良天文一八年）基督宣教師は我鹿兒嶋に來りて、西偏に布教し、遂に京師に入りしが、豐臣秀吉に放逐せられ、後一六一四年（我二二七四年後水尾慶長一九年）又德川家康に宣教を禁ぜられ島原の亂後終に貿易をも禁止せられたり、葡萄牙人は又後印度に入り遷羅を援けて緬甸を討し、因て以て遷羅に貿易布教の特權を得、一五八一年（我二二四一年正親町天正九年）ジェスイット派のマテオリッシは澳門より廣東に入りて布教の根據を定め、次で南京、燕京に至り、頗、神宗の信任を得たり、爾來諸高僧陸續支那內地に入りて布教に熱衷せると同時に、亦地理天文曆數等を傳へたりき。

西班牙人の東航

第三節　西班牙は殖民地を亞米利加大陸に設くるに及び、マゼランは世界一周を企て、東印度諸島に達せり、其後一

五七一年（我二二三一年正親町元龜二年）西班牙は軍艦を派して呂宋を進撃し、マニラに首都を建て、フヒリッピン群島を平定し、次て支那に到りて通商を企てしが、葡萄牙人に妨害せられて意の如くならず、一五八〇年（我二二四〇年正親町天正八年）には我平戸に至りて、貿易を興し、德川家康に招致せられ、浦賀及びメキシコ間の航路を開き、堺の信徒幷に伊達政宗の使臣を導き、西班牙王フヒリップ三世及び羅馬法王パウル五世に謁せしめたりき、然れども貿易の業隆盛なること能はず、一六三六年（我二二九六年明正寛永一三年）我國海外渡航を禁ずるに及び、全く我國との交通貿易を絶ちたり。

第三章　英、蘭、佛、露諸國の東略

第一節　葡萄牙、西班牙兩國人が喜望峰を回航して印度に達するや、英國人は東北に航海し、北氷洋を東過し、印度に航路を開かんとせしが、遂に功を奏せず、一五七七年（我二二三七年正親町天正五年）終に亞米利加を遶りて印度に達するを得たり、是に於て一六〇〇年（我二二六〇年後陽成慶長五年）東印度商會を創設し、モーガル皇帝より貿易の公許を得、サラットに商館を開き、盛に葡萄牙人と競爭し、暹羅バンタムに貿易を開き、一六一三年（我二二七三年後水尾慶長一八年）には我長崎平戸に至りき。

第二節　之と同時に和蘭人も北洋航海を企て功を竣へざりしが、一五九六年（我二二五六年後陽成慶長六年）亞弗利加を回航してスマトラに至り、一六〇二年（我二二六二年後陽成慶長七年）東印度商會を組織し、船艦を送りて葡萄牙、西班牙兩國の殖民地を掠め、ボルチオを畧し、バタヰアを中心とし、我平戸に貿易を開き、後印度に商館を建て、眉公（ゴーコン）河を溯りて老檛に互市を開きたり。

歐洲の東洋に於ける競爭

第三節　是に於て歐洲人は互に相競爭し、蘭人は臺灣、澎湖諸島に據りて英國人、葡萄人を驅逐し、極東貿易を獨占し、マラッカ、スマトラ、錫蘭等を略有せり、英國人は意を極東に絕ちて印度に商勢を擴張し、大に溫都教徒の敬愛を受け、一六三九年我二二九九年明正寛永一六年にはマドラスを開き、ベンガル、ボンベーを略し、城壁を築きて自ら衛れり。

佛國人の東航

第四節　此頃佛國人も印度に通商を開き、佛國東印度商會を建て、大に英國人と競爭し、殊にマドラスとポンヂチェリーとの競爭は本國間の葛藤に伴ひて益激甚なりき。

露人の西伯利經營

第五節　西歐諸國の航海貿易を東洋に振興するに及び、露國コサック兵の鐵蹄は、西伯利亞の荒原を蹂躙し、大に露國の領土を擴張せり、是より先き露帝イワン四世はアストラカンを滅ぼし、コサックを服し、更に兵を東して西伯利、畏吾兒を討し、一五六四年我二二二四年親町永祿七年使者を西伯利亞諸汗に遣はし始めて明に通ぜり、爾後西伯利亞征服は愈歩武を進め一五八一年我二二四一年親町正天正九年コサック兵はクチウム汗を征服し、オビ河邊に至れり、是に於て露帝は西伯利に將軍を遣はし、民政を施き、人民を敎化しコサック兵は東進して蠻民を畏服し、トムスク、エニセイスク、ヤークーツクに城寨を築き或は通古斯汗に通じ、後貝加爾より蒙古の北部を探檢し、或は黑龍江地方よりオコツク海濱を視察し、漸次支那と交涉を開けり。

清室の興起

第二篇　清國の盛運

第一章　清國の興起及び統一

第一節　明の衰頽するに當り、寧古塔（ニングタ）に愛親覺羅（アイシンギョロ）氏あり、

清初之疆域圖

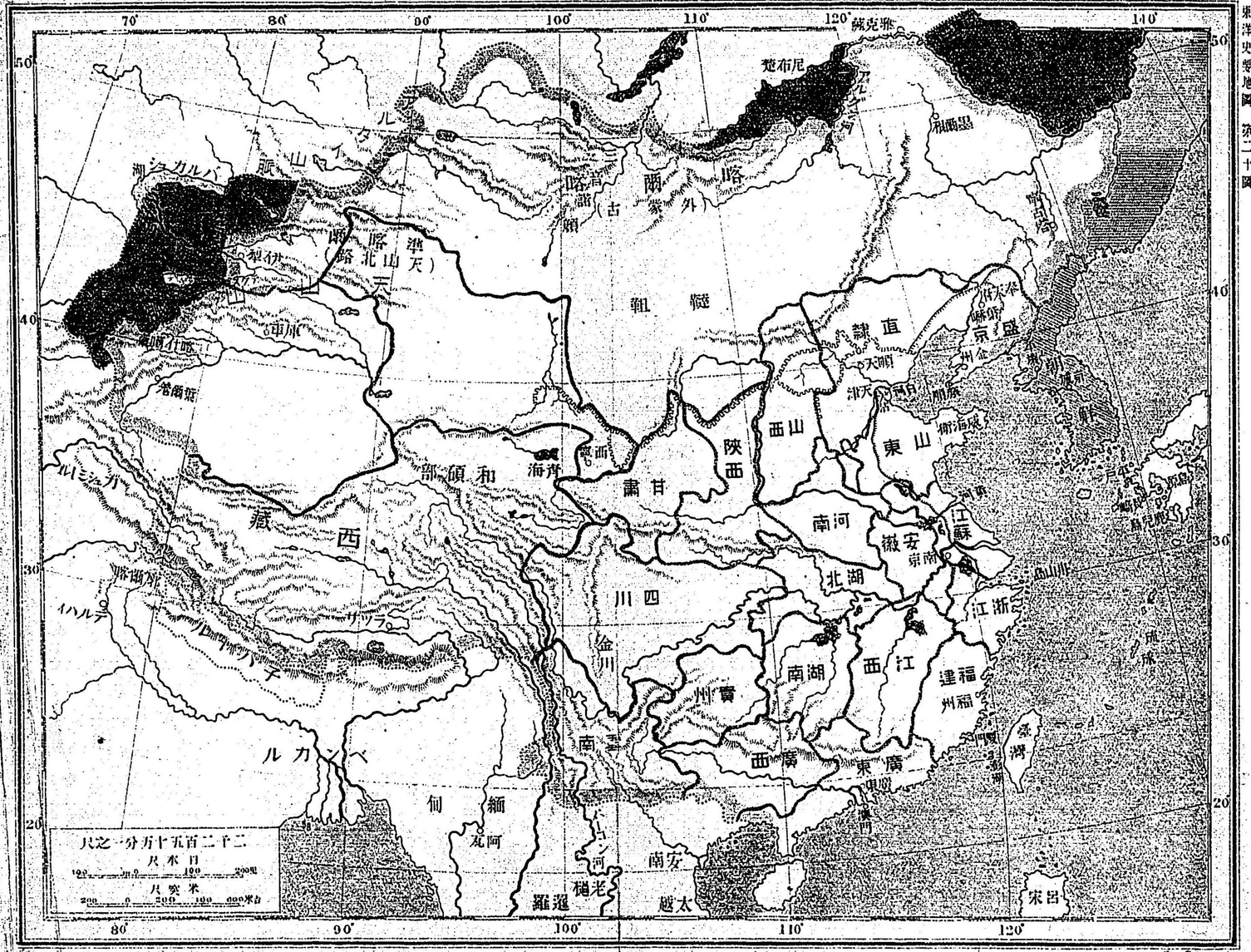

by.S.kozaki

清奉天府に入る

清漠南蒙古及び朝鮮を服す

第十五世紀の半頃興京に徙りしが、努兒哈赤兵を興し近傍諸部落を併呑し、一六一四年（我二二七四年後水尾廢長一九年）遂に國號を立てて滿州と云ひ、皇帝を稱す、之を滿州の太祖とす。

第二節　太祖兵を率ゐて葉赫部を討す、明の神宗乃、朝鮮の光海君と共に之を援ひしに、太祖は逆擊して之を破り、葉赫部を滅ぼし、都を奉天府に奠めたり。

第三節　太祖歿して太宗立ち、兵を派して朝鮮を討ち平壤を陷る、朝鮮王仁祖和を乞へり、是時に當り韃靼可汗は明を討し戰捷の勢に乘じて兵を滿州に加ふ、朝鮮之を機とし て又清と絶つ、太宗、大軍を率ゐて先づ韃靼を討し、漠南蒙古を定め、一六三四年（我二二九四年明正寛永一一年）國號を改めて大清と稱す、次て朝鮮を討して京城を陷れ、一六三六年（我二二九六年明正寛永一三年）朝鮮をして清の封册を受けしめたり。

清明を討す明室南渡

第四節　清已に漠南、蒙古を服し、連年明の北邊に寇せり、明將吳三桂之を禦ぎて、清の世祖と對壘す、已にして李自成北京に迫り、明室急なるを聞き兵を班せしが、遂に之を救ふこと能はずして毅宗は自殺せり、吳三桂乃援を清に乞ひ、李自成を討せんとせしが、清は已に山西、河北の地を席卷し、都を北京に遷して漸、南略を圖れり。

清軍明及び緬甸を討す

第五節　毅宗の歿するや、福王南京に據り、史可法をして兵を督せしむ、清軍南進して之を平け、天下に辮髮令を布けり、是に於て唐王は福建に帝を稱し、魯王は浙江を保てり、清軍進みて張獻忠及び李自成を討、滅し、魯王を破り、唐王を擒にせり、明の遺臣桂王を廣西に立て、援を安南に要む、安南内憂を以て辭す、清軍遂に桂王の軍を破り、之を追蹤して緬甸に入り、阿瓦を陷る、緬甸援を葡萄牙人に要め、之を禦ぎしが、其後患あらんことを恐れ、桂王を弊にして清に致せり。

明の滅亡

第六節　魯王は浙江に敗れ又舟山島に敗れ、厦門に走りて鄭成功に憑れり、鄭成功は海賊鄭芝龍の子なり、明に降りて魯王を扶け浙江を復し南京を復せしが、戰敗れて臺灣に退き、和蘭人を放逐して之に據り、援を我邦に要む、當時我邦は鎖國主義を採りて之に應ぜず、此時和蘭人は清に通じて臺灣を復せんとせしが、魯王、鄭成功共に歿して後成功の子成經尚臺灣に據りて清に服せず、和蘭人も亦之を收復すること能はざりき。

三藩の亂

第二章　清の聖祖高宗の偉業

第一節　一六六一年（我二三二一年後西院寛文元年）世祖崩じ聖祖位に即き康熙と改元す、故に之を康熙帝と稱す、時に平南王尚可

清聖祖

喜藩を撤して遼東に歸老せんことを請ふ、聖祖之を許せり、平西王吳三桂、靖南王耿精忠は之を聞きて自安せず、試に可喜に傚はんことを乞ひしに朝廷之を許せしかば、大に驚き一六七三年（我二三三三年靈元延寶元年）吳三桂先づ反し、耿精忠は臺灣の鄭經と連合し、尙可喜の子尙子信は父を捕へて共に三桂に通ぜり、此時辮髮令を憤れる者、翕然之に應じて賊勢益、猖獗を極め江南全く賊有に歸せり、聖祖諸將を部署して之を討す、尙之信顧る所ありて先づ降り、耿精忠は鄭經と隙を生じ清軍に當る能はずして亦降り、吳三桂は帝號を稱せしが、其歿するや孫世蟠は戰敗れて自殺し、三藩の大亂二十年

臺灣征服

清露の交渉尼布楚條約

にして全く平ぐ。

第二節　是に於て帝は水師を施琅に授けて臺灣を討す、鄭經の子克塽出でて降り、一六八三年（我二三四三年靈元天和三年）臺灣全く清の版圖に歸せり。

第三節　是より先き、露國は已に西伯利亞を占領し、南は喀爾喀（ガルガ）に達し、蒙古人と貿易を營み、世祖の時、黑龍江附近に出沒し、雅克薩（ヤクサ）、尼布楚（ニブチユー）等の地に磐踞せり、康熙帝三藩を鎭定するに及び、北邊を警戒し、一六八五年（我二三四五年靈元貞享二年）彭春等をして水陸の兵を率ゐて雅克薩城を攻擊し、和蘭人を介して書を露帝ピーター一世に致し、境界を定めんことを要む、是に於て兩國全權は尼布楚に會し、一六八九年（我二三四九年東山元祿二年）興安嶺、アルグン河を境界とすべきを約せり、聖祖黑龍江岸に屯田兵を置きて守備を嚴にせり。

清の準噶爾征討

特の準噶爾王噶爾丹は厄魯特あり、明の所謂瓦剌なり、厄魯と結びて西藏、青海の地を略し、回部の亂に乘じて喀什噶爾を定め、更に喀爾喀を侵し、内蒙古に寇せり、聖祖乃、兵を派して之を烏蘭布通に破りて凱旋せり、已にして噶爾丹の達賴と絶つに及び、回回教徒を率ゐて又喀爾喀に逼れり、聖祖之を聞き、大軍を率ゐて噶爾丹を驅逐し之を破る、時に噶爾丹の甥策妄阿拉布坦はバルカシ湖畔に起り、伊犁を領して清に通ぜしかば、噶爾丹は腹背敵を受け進退谷りて自殺し、阿爾泰山東は清に歸し、策妄阿拉布坦は自立して準噶爾汗と稱せり。

西藏征討

第五節 西藏の第巴桑結は曩きに噶爾丹の援により和碩部を破りて權勢を弄し、自立して六世達賴と稱す、噶爾丹敗歿の後、和碩部の拉藏汗は之に服せず、新に六世達賴を立て、清の聖祖は之を保護せり、然るに西藏の喇嘛幷に蒙古の諸部は新達賴を奉ぜず、更に達賴喇嘛を西寧に立つ、策妄阿拉布坦之を機とし、拉撒を襲ひ拉藏汗を殺せり、聖祖乃、兵を遣はして準噶爾の兵を伊犁に驅逐し、拉撒に西寧の達賴喇嘛を迎へたり。聖祖歿して世宗立つや、和碩部之に乘じて青海、西藏の喇嘛を煽動し、亂を起ししかば、世宗は兵を發し、一七二四年（我享保九年）中悉く西藏を勦平せり。

外蒙古

第六節 是に於て策妄阿拉布坦の子噶爾丹策零は清兵を追ひて喀爾喀に侵入せり、三音諾顏部は逆擊して之を破り、世宗の命を奉じて阿爾泰山を以て準噶爾及び喀爾喀の境界と定め、三音諾顏部は其功により喀爾喀の一獨立部となれり。

天山北路平定

第七節　一七三五年（我二三九五年中御門享保二〇年）世宗歿し高宗立つ、之を乾隆帝と稱す、時に準噶爾大に亂れ、阿睦爾撒納（アムルサナ）は部長達爾札（ダルチヤ）を廢して達瓦齊（タワチー）を擁立せしが、其放遂せらるるに及び、清に入りて伊犁征討を勸む、高宗之を納れ、一七五五年（我二四一五年桃園寶曆五年）班定を遣はして準噶爾を平定せり、然るに清軍の退くや、阿睦爾撒納は兵を擧げて天山北路を占領し、天山南路の和卓之に應ぜり、高宗、姚惠等を將として之を討し、天山北路の地全く平定せり、清軍乃、南進して天山南路に入り庫車を陷れ、喀什喀爾、葉爾羌（ヤールカンド）を降し、一七六〇年（我二四二〇年桃園寶曆一〇年）全く天山南北を併呑し、清朝の威浩罕（コウカンド）地方に振へり。

金川の役

第八節　清の西北方を經營するに當り、西南の蠻夷未、全く清に歸服せざるものありしかば、世宗は之が鎭撫を努めしが、一七三五年（我二三九五年中御門享保二〇年）貴州南部の生蕃熟蕃は兵

を擧げて叛せり、是に於て高宗は張廣泗をして之を討平せしめたり、已にして金川叛す、張廣泗、阿桂等前後兵を以て之を討し、一七七五年（我二四三五年後桃園安永四年）遂に大小金川諸部を鎭定せり。

暹羅征討

第九節　是より先き暹羅は第十七世紀の初、日本人山田長政を用ひて隣國の兵を破り、又阿瓦及び宋と戰ひて國運隆昌なりき、次で希臘人コンスタンチンを傭ひ軍國の大政を委せしが、コンスタンチンは基督教傳播に力を致し、一六八五年（我二三四五年靈元貞享二年）佛國王路易十四世の保護を受けたり、然るに國人基督教を厭ひ又佛國を疑ひ、叛亂を起して佛人を擊退せり、然れども內部の紛擾尙熄まず、遂に緬甸の乘ずる所となれり。

清の緬甸征討

第十節　緬甸は清の初、ベーグ人和蘭人の援によりて獨

立し、阿瓦を陷れたり、其後甕籍牙（カレグチーヤ）と云ふ者、兵を擧げて阿瓦を略し、一七五三年（我二四一三年 桃園寶曆三年）暹羅を討し國都を陷れ、更に雲南に逼る、清將楊應琚、明瑞等前後相踵て、大敗せり、高宗、傳恒をして之を討せしめしが、瘴癘に遇ひて多く士卒を失へり、然れども緬甸亦清の暹羅と通ぜむことを恐れて和を請ひ貢を納めたり。

暹羅の再興

第十一節　緬甸の清と戰ふや、漢人鄭昭は安南、柬埔寨の援を得て暹羅を再興し、都を磐谷（バンコック）に奠め、緬甸の兵を驅逐せり、已にしてファヤチャクリ兵を擧げて鄭昭を討滅し、一七八二年（我二四四二年 光格天明二年）暹羅王となり、清に通じて高宗の封册を受けたり。

清の安南交渉

第十二節　是より先き安南は南北に岐れしが、南方黎氏の將鄭松は北莫氏を滅ぼし安南を一統せり、時に玩璜は鄭松の横暴を惡み順化に據り國號を立てて廣南と稱す、鄭松乃、黎氏を交都に擁立して大越と稱せり、其後廣南は柬埔寨を略して勢焰を張りしが、一七七五年（我二四三五年 桃園安永四年）後阮文岳、阮文惠は兵を擧げ兩國を併せ、一七八六年（我二四四六年 光格天明六年）安南を統一せり、安南王黎維祁清に走りて援を請ふ、高宗之を憐み、一七八八年（我二四四八年 光格天明八年）孫士毅を將として阮文惠を討し大敗せり、然れども阮文惠は清の再擧せんことを憂ひ罪を謝して和を請へり。

廓爾喀征討

第十三節　ヒマラヤ山南チバールの西南に廓爾喀あり、チバールの三部に分れて相攻爭するに乘じ、一七六〇年（我二四二〇年 桃園寶曆一〇年）之を滅ぼし、一七九一年（我二四五一年 光格寛政三年）大擧して後藏に侵入せり、駐藏大臣保泰之と戰ひて敗れ全藏大に震ふ、喇嘛羽檄を馳せて急を告ぐ、帝、福康安等をして之を討

せしむ、清軍連戰皆克ち、其國都カーツマンドを陷る、廓爾喀部力屈して降を乞ふ、福康安、乃、貢獻を徵し掠奪品を還納せしめて師を班せり。

清國英領印度に備ふ

第十四節　廓爾喀の南は英領印度なり、清、英國を疑ひて西藏の印度交通を嚴禁し、駐藏兵員を增して守備を嚴にしたりき。

第三章　康熙乾隆年間の制度文物

清國の文物

第一節　聖祖、世宗、高宗の三帝は共に豪邁聰明の明君にして清朝の基礎は實に此三帝百三十餘年に定まり、制度文物は此時代に於て最盛なりとす。

官制

第二節　官制は內閣に大學士、協辨大學士ありて樞機を贊理し、六部尙書政令を總掌す、都察院は百官を糾彈し、通政使

司は內外章奏の通達を掌れり、其他宗人、內務、詹事の諸府、翰林院、國子監及び太理、太常、光祿、太僕、鴻臚の諸寺具備せり、世宗の朝、更に軍機處を設け、大學士、六部尙書より軍機大臣を擇び軍國の大事を處決せしめ、又理藩院を設け、內外蒙古、回疆及び西藏の政令を掌れり、而して地方には總督を置き、數省の文武大政を統轄し、巡撫を設けて一省の事務を知せしむ、布政司は一省の財賦を掌り、按察使は一省の刑獄を斷ず、其他知府、知州、知縣ありて各部の諸務を掌れり、而して清朝の制は京官には滿州人、漢人各、同數を任用するを典とせり。

軍制

第三節　軍制は八旗、緣旗を置く、八旗兵には滿州八旗、蒙古八旗、漢軍八旗あり、皆世襲とす、都統は各旗の軍政を統ぶ、綠旗は漢人より成り、各省に駐在し、總督巡撫の節制の下にありて提督總兵の指揮を受く。

租稅 第四節　租稅は夏稅、秋糧の法によりて之を徵收す、其他丁賦、耗羨、雜賦等ありて多額の歲入を有せり。

教育 第五節　教育の制度は清に於ても頗完備し、京師に國子學あり、府に府學あり、州に州學を設け、縣に縣學を置く、學術大に振興し、鴻儒碩學頻に輩出せり。

儒學 第六節　清の初、顧炎武性理學を排して考證學派を立て、考證學漸盛に起れり、佩文韻府、康熙字典、大清會典、四庫全書提要等は皆當時の勅選に成り、朱彝尊、方苞、毛奇齡、等の碩學輩出せり、然れども鄕試、會試、殿試には依然宋學を採れるを以て宋說も亦行はれき。

詩文 第七節　清の世詩文は李、韓、柳、歐、蘇に法り、王士禎、查愼行の徒殊に著れたり高宗帝、亦淵博の學識あり、御製の詩文十萬首の多きに至れりと稱す。

歷史地理 第八節　當時歷史、地理大に進み、御批通鑑輯覽、明史、二十二史劄記、大清一統志、十八省通志、讀史方輿紀要、海國圖誌等の良著書續出せり。

第三篇　歐人の東畧

第一章　英國の印度經畧

クライヴの印度經略 第一節　英佛兩國人は印度渡航の後、本國の葛藤に伴ひ互に相敵視して劇しく競爭を試み來りしが、第十八世紀の中頃、佛人デュープレーは諸領主の軋轢に干涉し、土地を略有し、大にデクハンに勢焰を張るに至れりムーシュダバッドの領主シュラジャダウラは佛人と連合し、佛人の爲めにカルカッタを陷れ、英人を虐待せり、時に英國東印度商會の書記にクライヴあり、英兵を率ゐて一七五七年（我二四一七年桃園寶曆七年）佛軍及び

領主の兵と戰ひ、大に佛軍をブラッシーに破り、ヒンダスタン、デクハンより佛人を驅逐し、諸領主を廢立して收稅權を納めたり。

ヘスチングス及びウェレスレーの印度經營

第二節 尋いでヘスチングス印度總督となり、大に諸般の改革を行ひ、盛んに英國の勢威を張れり、會、アフガニスタン士丹アーマド波斯に獨立し、兵を出してモーガル皇帝を擁し、以て英人に當り、英人は之と攻爭せり、佛國の統領ナポレオン暗に皇帝を保護するに及び、英國印度總督ウェーレスレーは佛軍と戰ひ、一八〇四年（我二四六四年孝格文化元年）遂にモーガル皇帝をして英國の保護を仰がしめたり。

マーラッタンクー征服

第三節 英國已にヒンダスタン及びデクハンの過半を平ぐるや、マーラッタは自ら安ぜず兵を擧げて英國と戰ひ、一八一七年（我二四七七年仁孝文化一四年）遂に英國に併呑せられたり、而して西印度のシクー敎徒も一八四〇年（我二五〇〇年仁孝天保一一年）亦英國に征服せられたり。

英國の緬甸征服

第四節 是より先き、緬甸は一七八一年（我二四四一年光格天明元年ボドアーブラー王位に即き、兵を西してアラカンを降せり、然るに其暹羅と戰ひてマルタバンの地を失ふや、アラカンの民之を機として獨立を圖り、戰敗れてベルガルに逃る、緬甸の兵之を追擊して遂に英國と紛議を生ぜり、加之緬甸はアッサムの內亂に乘じて援兵を出し之を占領するや、英國はアッサムの請に應じて之を援けしかば、英國は遂に緬甸と戰端を開き、一八二四年（我二四八四年仁孝文政七年アッサム、アラカン等の地を得たり、是より緬甸は深く英國を惡み、通商條約を破りて英商を虐待せしかば、一八五三年（我二五一三年孝明嘉永六年英國は再、緬甸を討しべーグーを陷れたり。

印度帝國の建設

第五節　英國已に領土を印度に擴張し、內治を釐革し、盛に經營する所ありしが、印度の國民は英國の習慣法律を悅ばず、領主は土地の恢復を努めたり、會、英國は內外多事にして英兵の多く緬甸に在るや、印度人は之を好機とし、一八五七年（我二五一七年孝明安政四年）ベンガルの土兵率先して叛亂し、ガンジス河邊の地方之に雷同し、モーガル帝は實に其謀主となれり、印度大總督カンニングは之を平定し皇帝を廢し東印度商會の政權を收め、一八八七年（我二五四七年今上明治二〇年）英國女皇（ヴ）クトリアは印度女帝を稱し、カルカッタに總督を派して之を管轄せしめたり。

緬甸の再討

第六節　緬甸は其後切に恢復を圖り、イラワヂー河上流に來航せる英船に重稅を課せんとせり、英國之を聽かず、兵を派してマンダレーを陷れて之を滅ぼし、其地を擧げて英領印度の屬州と爲せり、時に一八八六年（我二五四六年今上明治十九年）なり、其後マレー半嶋の諸邦も聯合して英國の保護を仰ぐに至り、英國の勢焰印度地方を風靡せり。

第二章　清朝の衰運

清室の隆替

第一節　清の聖祖、高宗の朝は武威赫々東亞に聶き、文化彬々として四隣を凌駕し、清朝は實に全盛の極に達せり、然れども高宗の歿するや、內憂外患交〻臻り、清室復隆盛なること能はざりき。

白蓮敎徒の叛

第二節　初高宗の朝、白蓮敎徒四川、陝西、湖北の間に反す、朝廷之を平ぐ、仁宗立つに及び、賊魁劉之協亦叛す、當時民間官吏の暴虐を厭ふもの、私鑄の嚴禁を憤るもの、軍事を厭ふもの、皆之に響應せり、朝廷諸將を分遣し、戰亂七年に亘り、僅

に之を平定するを得たり。

第三節 時に海盜蔡牽、沿海に出沒し、臺灣を掠め、粵賊朱濆浙江を犯し、南方騷然たり、朝廷兵を派して之を平げたり。

第四節 仁宗歿し宣宗立つ、之を道光帝と稱す、時に喀什噶爾汗の後裔ジハンギル浩罕の援を得、喀什噶爾を陷れ葉爾羌を下せり、宣宗陝甘の總督楊遇春に命し之を勦さしめ、喀什噶爾を復し、次てジハンギルを虜にせり、浩罕尙、命を奉ぜず、帝乃、浩罕の互市を絕つ、已にして浩罕の酋長ムハメッド大擧して喀什噶爾、葉爾羌に寇せり、帝浩罕に諭し復互市を許し、一八三一年仁孝天寶二年 全く回部の亂を平げたり。

第三章 鴉牙戰爭

第一節 是より先き英人は明の時より支那、廣東に至り

現代亞細亞洲圖

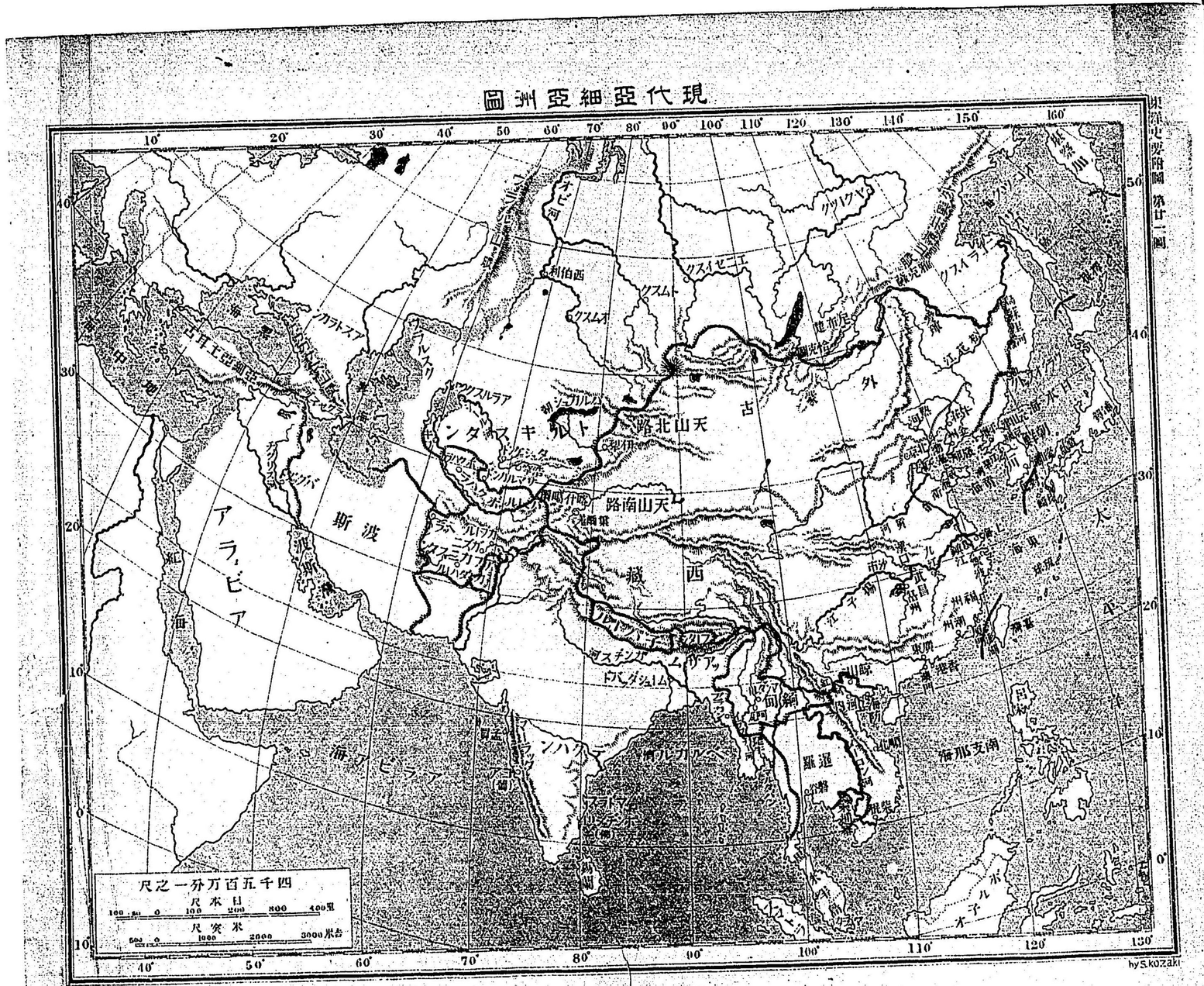

て互市を營みしが、毎に他國人に妨げられて商勢を張ること能はざりき、東印度商會が本國政府の保護により漸次貿易を擴張し殊に印度の經營緒に就くに及び盛に鴉片を清國に輸入し、清國は爲めに害毒を受くること甚しかりしかば、宣宗は一八三九年（我二四九年、孝天保一〇年）仁林則徐を兩廣の總督に任じ之を監せしむ、則徐嚴令を外人に傳へ、外人所藏の鴉片を出さしめて之を燒棄し、尚鴉牙の輸入を禁止せり、英將エリオットは直ちに渤海灣を衝けり、宣宗、林則徐を罷め、琦善を廣東に遣はして和を議せしめしが、諸はず、英船遂に浙江を擾し廣東を侵せり、宣宗大に怒り再び林則徐を擧げ、兵を率ゐて廣東に向はしむ、英人提議して清兵十里を斥け銀六百萬兩を納めなば和を結

ばんことを以てせり、已にして英艦大に至り、定海、鎭海、寧波等を陷れ、吳淞を取り南京に逼れり。

媾和

第二節 是に於て清廷大に恐れ、耆英等を南京に遣はして和を乞はしめ、一八四二年（我二五〇二年仁孝天保一三年）清國は香港を英國に割讓し、上海、寧波、福州、厦門、廣東の五港を開き、賠償金二千萬兩を支拂ひて和を結べり。

第四章 長髮賊の亂及び英佛の北淸征伐

長髮賊の蜂起

第一節 鴉牙の役は淸廷の衰弱を發表せるものなり、廣西の人洪秀全之に見る所あり、兩廣の飢饉にして盜賊蜂起するに乘じ、基督教を附會して自ら基督の次弟なりと稱し、眞言寶誥の諸書を作り、各地に配布して、愚民を蠱惑し、一八四九年（我二五〇九年孝明嘉永二年）兵を廣西に起し、國を大平天國と稱し、自ら天王となる、四方の信徒并に淸吏の暴戾を忌むもの皆之に雷同せり、賊皆髮を長うす故に之を長髮賊と云ふ。

長髮賊征討

第二節 咸豐帝文宗兵を發して之を討す、秀全湖南に出で岳州、武昌を下し、進みて南京を陷る、淸軍連戰皆利あらず、文宗詔して義兵を募れり、曾國藩、李鴻章等鄕勇を募りて之に應じ、連りに賊軍を討せしが、賊軍の勢熾んにして江南諸州に據り、直隸、山西を侵略し、輒く鎭定すべくもあらざりき、

英佛の侵略

第三節 かく淸廷多端の時に當り、英佛兩國と葛藤を開けり、是より先き淸の五港を開きてより外國との通商頻繁を致すに及び、淸國人多く外國船に投ずるものあり、一八五六年（我二五一六年孝明安政三年）淸國官吏は英國國旗を飜せる商船アルロー號が淸人を使役して厦門より廣東に至れるを見、船中

に至りて清人十二名を逮捕せり、英人は其條約を破りたるを怒り、香港領事パークスは之を兩廣總督葉名琛に訴へ、清人を船中に復歸せんことを強請せり、總督聽かず、會、佛國宣教師亦廣西に殺害せらる、英人乃、佛國を誘ひ廣東府城を燒けり、清廷内難紛擾の際なるを以て、一八五八年（我二五一八年孝明安政五年）天津に條約を結び、四百萬兩の償金を約せり。

北京城下の盟

第四節　然るに英佛の使臣批准條約書を交換せんとして白河に入れるや、河口の砲臺之を砲撃せしかば、使臣等大に憤怒して上海に回航せり、是に於て英佛二國の同盟艦隊は直ちに白河に逼れり、清廷使を遣はして和を議せしめしに協はず、清將僧格林沁之を防ぎて大敗し、太沽、天津、北京皆陷れり、時に文宗逃れて熱河に在り、恭親王を使はして和を請ひ、露國公使イグナチーフの斡旋により、一八六〇年（我二五二年孝明萬延元年）遂に媾和を結了せり、此條約により清廷は二國に千八百萬兩の償金を支辨し、基督教の自由公布幷に英佛二國の公使領事の派出を許し、五港の外に牛莊、登洲、臺灣、潮洲、瓊州、九江、漢口を開放せり。

長髪賊平定

第五節　かく外冦の盛なるに方り、長髪賊は益、猖獗を逞うせり、曾國藩は兩江の總督となり曾國筌、左宗棠、李鴻章等と共に賊を討し土地を恢復せり、時に洪秀全は兵を派して上海に迫りしに、同治帝穆宗は援を英、米、佛に乞ひ、新に洋鎗隊を編制して之と戰へり、米人ウード洋鎗隊を統べ、連戰連勝の功を奏し、英人ゴルドン

曾國藩

李鴻章

に釐金税を加へ、稍國威振張の觀ありしが、長髮賊十五年間の大亂は遂に各地の荒敗を致し、復康熙、乾隆の盛時を見ること能はざりき。

第五章　露清の關係

第一節　清の聖祖の朝、國威四表に宣揚せるに及び、露國亦奇功を收めしかば、各地の官軍は勢を得て頻に賊を敗れり、賊軍爲めに振はず、南京は遂に陷り、一八六四年（我二五二四年孝明元治元年）洪秀全は自盡し餘黨は皆平定せられたり、是に於て軍制に鄕勇を設け、長江に江軍を置き、租稅

は清を窺ふを得ず、尼布楚條約を以て和を成しが、東方經營は益、其歩武を進め、一六九〇年（我二三五〇年東山元祿三年）堪察加を領有し、次でアラスカを略し、進みて薩哈連嶋を侵し、擇捉を窺ひ、久しく我國と紛爭せしが、一八七五年（我二五三五年今上明治八年）に至り、遂に千嶋を我國に讓り之に代へて薩哈連全嶋を獲たり。

第二節　清國が外蒙古を定め、威を西北に張るに及び、露國は使を遣はして蒙古の疆界を議し、一七二八年（我二三八八年中御門享保一三年）恰克圖條約を結び、尼布楚條約を修正し、恰克圖に露清の貿易を開くべきを議定せり、是より貿易一時隆盛に趣きしが、高宗は邊患の生ぜんことを患ひ、屢、市場を開閉し貿易の進歩を妨げしかば、露人は毎に不滿の意ありき。

第三節　清國北邊の屯田兵廢弛の後、露人は黑龍江口を下り、ニコライスクに城き、清廷に迫りて境界を改定せんこ

とを請へり、時に清は内亂外患に苦しみ如何ともする能はず、一八五八年（我二五一年孝明安政五年）將軍奕山をしてムラウィヨフと愛琿（アイグン）に會し、黑龍江以北を露領とし、烏蘇（ウスリ）里江東岸を公有地と定め、且露國に松花江、烏蘇里江の通航權を與へたり、次て清は英佛と北京條約を結ぶに及び、露國公使イグナチーフは幹旋の報酬として烏蘇里江東の地を得、ウラジオストックを建て益、極東經畫を大成せんことを期せり。

伊犂境界問題

第四節　清國河西の地に東干族あり、清國の內外に事あるに乘じ、兵を甘肅に擧ぐ、近傍の回教徒之に應ぜり、時に喀什噶爾（カシュガル）人阿古柏（ヤクブ）、喀什噶爾を陷れ、東干族を降し、一八七〇年（我二五三〇年今上明治三年）天山南路を領有せり、是に於て陝甘總督左宗棠は東干族を破り、進みて喀什噶爾を討せり、伊犂の回教徒亦叛して喀什噶爾に應ぜり、露國は其邊境を靖ずと稱し、一八七一年（我二五三一年今上明治四年）伊犂教徒を討して伊犂を占領せり、清將左宗棠が一八七七年（我二五三七年今上明治一〇年）全く喀什噶爾を討平するに及び、清の光緒帝は崇厚を大使とし、露國に撒兵を要求せしむ、崇厚終にリワジア假條約を結び、償銀五百萬留及びテクス河上流の地を露國に讓らんとせしが、清廷之を破棄し、更に一八八〇年（我二五四〇年今上明治一三年）曾國藩を大使として、露國に遣はし露國は伊犂を返しホルゴース河西及び九百萬留の償金を得ることを協定したりき。

露國の中亞侵略

第六章　中央亞細亞に於ける英露

第一節　露國は又中央亞細亞經略を圖り、キワ汗を援けてボクハラと戰ひ、黠憂斯部族の歸順を許し、アラルスク等の諸城を築き、漸次シール河邊を侵略せり。

波斯に於ける英國の角逐

第二節　一七四七年（我二四〇七年櫻町延享四年）波斯王ナデル歿して國内亂るるや、アフガン人マームードは獨立し、波斯は一七九四年（我二四五四年光格寛政六年）土耳古人アガ、ムハメッドに統一せられたり、佛將ナポレオン英國を惡みて露國と通じ、波斯よりするや、英國は波斯と攻守同盟を締結し、波印度に入らんとするや、英國は波斯と攻守同盟を締結し、波斯人は露軍と戰ひて利を失ひ、一八二八年（我二四八八年仁孝文政一一年）露國トルキスタンを取る

第三節　是時に當りキワ、コーカンド、ボクハラは互に相裏海の西岸アラクセス河北を露國に讓りて和せり。

アフガニスタンに於ける英國の失敗

攻爭せしかば、露國は機に乘じてトルキスタンを奪へり、英國之を憂ひ三汗國と連合して之を妨げんとせり。

第四節　アフガニスタン勢微なるに及び、一八二六年（我四八六年仁孝文政九年）ドスト、ムハメッドはカブールに起り、王シャーシュヂアを逐ひアフガニスタンを統一し、露國と連合せり、

露國中亞汗國を服す

英國はシャー、シュヂアを援け、兵を出してカンダハール、ガズニ、カブールを陷れしが、アフガン人は英軍の歸路を絶ちて之を破り、印度に追擊せり、英國の威是より西亞細亞に振はず。

第五節　露國は英國の今や憂ふるに足らざるを見、タシュケンドを陷れ、コーカンド、ボクハラの聯合軍を破り、サマルカンドを略し、一八六八年（我二五二八年今上明治元年）遂にボクハラを保護とし占領地を得、進みてキワに迫り、一八七三年（我二五三三年今上明治六年）之を保護國とし、アムー河北の地を得たり、コーカンドも亦次て露國の版圖に入れり。

アフガニスタンに於ける英國の振張

第六節　是に於て英國は露國の南進を憂ひ、アフガニスタン王シェルアリと同盟を結べり、然るに王が其子ヤクブと隙を生ずるに及び、英國はヤクブを援け、カシダハールを陷る、露國はシェルアリを援ふを得ず、アフガニスタンは一八七

中亞に於ける英露交涉

九年（我二五三九年 今上明治一二年）遂に英國に東部を割讓し、英國の承認を經るに非ざれば宣戰媾和せざるべきを約せり。

第七節　巳にして露國はヘラットに逼れり、英國はアフガニスタンを援けて露國と和せしめ、續いでパミールに境界問題起るや、一八九五年（我二五五五年 今上明治二八年）又露國と圓滿の局を結ばしめたり。

第七章　安南暹羅と佛國との交涉

越南起り暹羅東埔寨を服す

第一節　第十九世紀の初、廣南王の遺孽福映、佛國宣教師の保護を受け、暹羅に奔り暹羅王の援を得て廣南に歸り、阮文惠を討し、佛國に化南島を割讓すべきを約して其援を得、一八〇三年（我二四六三年 光格享和三年）遂に安南を統一し國を越南と號せり會、暹羅王東埔寨を併呑せんとして兵を加ふるや、越南

佛國越南を保護國とす

は東埔寨を援けしが、戰敗れて、一八四一年（我二五〇一年 孝天保一二年）仁東埔寨は遂に暹羅の附庸となれり。

第二節　佛國は越南の約を履まず、剩、宣教師を虐待せしを怒り、一八五八年（我二五一八年 孝明安政五年）兵艦を發して、柴棍を占領せり、越南王阮弘智は內外の騷擾に苦しみ、一八六二年（我二五二二年 孝明文久二年）佛國に南部交趾支那を割きて和を乞へり、是に於て佛國は東埔寨を馴致し、其請を容れて翌年之を保護土とせり。

佛國の越南征服

第三節　然るに越南益、佛人を惡みて屢、之を殺害せり、佛國又越南王に迫り、基督教公布と紅河航行との權を承認せしめ、更に貿易保護を名とし、河內、海防諸市に兵勇を駐在せり、越南王は淸の賊將劉永福をして黑旗兵を率ゐ佛人を討せしめ、交、勝敗ありしが、首都順化府の陷るに及び、越南王は

中亞に於ける英露交渉

九年（我二五三九年 今上明治一二年）遂に英國に東部を割讓し、英國の承認を經るに非ざれば宣戰媾和せざるべきを約せり。

第七節 巳にして露國はヘラットに逼れり、英國はアフガニスタンを援けて露國と和せしめ、續いでパミールに境界問題起るや、一八九五年（我二五五五年 今上明治二八年）又露國と圓滿の局を結ばしめたり。

第七章 安南暹羅と佛國との交涉

越南起り暹羅東埔寨を服す

第一節 第十九世紀の初、廣南王の遺孽福映、佛國宣教師の保護を受け、暹羅に奔り暹羅王の援を得て廣南に歸り、阮文惠を討し、佛國に化南島を割讓すべきを約して其援を得、一八〇三年（我二四六三年 光格享和三年）遂に安南を統一し國を越南と號せり會、暹羅王東埔寨を併呑せんとして兵を加ふるや、越南は東埔寨を援けしが、戰敗れて、一八四一年（我二五〇一年 仁孝天保一二年）東埔寨は遂に暹羅の附庸となれり。

佛國越南を保護國とす

第二節 佛國は越南の約を履まず、剩、宣教師を虐待せしを怒り、一八五八年（我二五一八年 孝明安政五年）兵艦を發して、柴棍を占領せり、越南王阮弘智は內外の騷擾に苦しみ、一八六二年（我二五二二年 孝明文久二年）佛國に南部交趾支那を割きて和を乞へり、是に於て佛國は東埔寨を馴致し、其請を容れて翌年之を保護土とせり。

佛國の越南征服

第三節 然るに越南益、佛人を惡みて屢、之を殺害せり、佛國又越南王に迫り、基督教公布と紅河航行との權を承認せしめ、更に貿易保護を名とし、河內、海防諸市に兵勇を駐在せり、越南王は淸の賊將劉永福をして黑旗兵を率ゐる佛人を討せしめ、交、勝敗ありしが、首都順化府の陷るに及び、越南王は

一八八三年（我二五四三年 今上明治一六年）遂に東京地方を讓與して佛國の保護を受けたり。

清佛戰爭

第四節 清國は越南が其正朔を奉ずるを名として此和約を承認せず、爰に清佛の兵は諒山に衝突せり、佛國之が償金を要求し、クールベーは海軍を以て福建艦隊を福州附近に殲滅し、一時澎湖嶋を占領せり、已にして、クールベー病死し、佛國は遂に清國をして東京地方を占領すべきを承認せしめ、一八八五年（我二五四五年 今上明治一八年）和を結べり。

湄公河邊境界問題

第五節 佛國は尚暹羅の地を侵略せんと欲し、湄公河東の地は嘗て柬埔寨越南の地に係れりと稱し、湄公河を以て境界と爲さんことを暹羅に迫れり、暹羅恐怖して一八九三年（我二五五三年 今上明治二六年）之を許可せり、英國之を聞き、佛國若、湄公左岸の地を得ば自國は緬甸を通じて雲南に至るの交通權

阻害せられんことを恐れ、佛國に交渉して兩國境界委員を派出し、湄公河上流に二十里以上の中立地を選定することを定めたり。

第四篇 極東事件

第一章 日清韓の交渉及び日清戰爭

日本の開國

第一節 日本は德川幕府の世久しく鎖國の主義を守りしが、西洋諸國は益、東洋貿易に注意し、外國船の來往頻繁を加へ、殊に米國は盛に廣東地方に交貿を營むに及び日本に通商を開くの要を認め、一八五三年（我二五一三年 孝明嘉永六年）米艦浦賀に來りて互市を要めたり、幕府物議を排して條約を締結せり、露西亞又來りて通商を要め邊境を定めんことを請ひ、英、佛、蘭繼て到り皆通商條約を結ぶを得たり、已にして日本は

國論沸騰し、屡、物議を醸せしが、維新の大業忽ちにして成り、外交の形勢一變し、久しく決せざりし日露國境問題も一八七五年（我二五三五年今上明治八年）其落着を告げたり。

第二節　是より先き琉球は島津家久に征服せられし後、久しく薩摩藩に隷屬し、亦清國に藩屏を稱せり。日本琉球王尚泰を冊封して琉球藩王と爲すに及び、清國之を憤れり。會、琉球人民の臺灣に漂着する者生蕃に虐殺せられしかば、日本は副嶋種臣を清國に遣はし、清國と通商條約を結び且臺灣の事を語れり。然るに清は臺灣を以て化外の地と稱せしかば、一八七四年（我二五三四年今上明治七年）西郷從道は命を奉じて臺灣を討せり。清國乃、前言を食み、臺灣を以て屬地と稱し、撤兵を要めたり。是に於て大久保利通清國に使して談判を開き、英國公使の調停により償金五十萬兩を得たり。然れども我

國琉球王を廢して沖繩縣と爲すに及び、清國との國際は毎に輯睦ならざりき。

第三節　朝鮮は仁祖以來世世清の封冊を受けたり。一八六三年（我二五二三年孝明文久三年）李昰應朝鮮王となるや、大院君李昰應攝政となり、賢良を擧げ、基督教を嚴禁し、剩、其教師を虐殺せり。佛國は一八六六年（我二五二六年孝明慶應二年）軍艦を派して江華嶋を砲撃せり、米船亦嘗て朝鮮の砲撃を受けしかば、漢江に入りて開國を迫りしに皆意を得ずして退けり。此役清國は朝鮮を獨立國なりとし、清國の關せざる所なりと稱せしが、日本軍艦雲揚艦の江華灣に砲撃せらるるに及び、一八七六年（我二五三六年今上明治九年）黑田清隆朝鮮に使して其罪を問ひ、遂に朝鮮をして獨立の體面を保ち日本と對等の交通を爲し、且釜山の外元山、仁川を開くべきことを約せしめたり。米、英、獨、露、佛の諸

國も前後相踵いて此條約を締結せり。

朝鮮の政權爭奪

甲申の亂及び天津條約

第四節 朝鮮王長じて大院君の退隱するや、王后閔氏の一族國權を掌握し、大院君心平ならず、一八八二年（我二五四二年今上明治一五年）一鎭兵を使嗾して閔氏一族を討し、日本公使館を燒けり、日本乃、井上馨を遣はし之を糺して償金を徵し、公使館護衛兵を駐屯することを諾せしむ、清國亦兵を派して公使館を守備せり。

第五節 此時朝鮮に事大、獨立の二黨分立し、一は清に事へて國政を治めんと欲し、一は日本に賴りて獨立の國體を維持せんと論じ、兩兩相軋りしが、事大黨が清將袁世凱と結びて國政を弄するに及び、一八八四年（我二五四四年今上明治一七年）獨立黨の領袖金玉均等、事大黨の首領閔泳翊等を殺し、援を日本公使に乞へり、竹添公使兵を率ゐて王宮に入るや、清軍王宮

日清戰爭

に迫り國王は清軍に投ぜり、竹添公使兵を收めて日本に歸り、金玉均等亦日本に逃れたり、之を甲申の亂と稱す、日本は復井上馨を遣はして償金を收め、一八八五年（我二五四五年今上明治一八年）伊藤博文を清國に使はして李鴻章と天津に會し、兩國共に朝鮮駐在兵を撤し、將來兵員派遣の要ある時は互に行文知照して出兵すべきを約せり、之を天津條約と云ふ、

第六節 一八九四年（我二五五四年今上明治二七年）朝鮮に東學黨の亂起るや、事大黨は袁世凱に賴て東國の援を得たり、日本亦兵を出して居留民を保護し、清國に提議し共に力を協せて朝鮮を誘掖せんことを以てせり、然るに清國は朝鮮を自國の東藩なりと稱して之に應ぜず、在韓の兩國海陸軍は已に砲彈を交へ、爰に彼此宣戰を布告するに至れり、是に於て山縣有朋は第一軍を督し、平壤の清兵を潰走せしめて遼東に入

り、伊東祐亨は黃海に北洋水師の戰鬪力を奪ひ、大山巖は第二軍を率ゐて金州、旅順を陷れ、第一軍と共に牛莊を占領し、尋いで威海衞、澎湖嶋も亦我有となれり、清國力竭き李鴻章を使はして和を請ひ我伊藤博文、陸奥宗光と馬關に會商せしめ、清國は朝鮮の獨立を確認し、遼東半島、臺灣、澎湖列島を割き、二億兩の償金を納るるを約し、新に、沙市、重慶、蘇州、杭州を開くことを約せり、然るに露、獨、佛三國は之を聞きて我國が遼東を領有するは東洋の平和に不利なるを勸告せしかば、我國は深く時勢に鑑みる所あり、遂に遼東を還附して三千萬兩の償金を收めたり。

年表

年表中太く書せるは生徒の必ず記憶すべきものに係る

西洋暦	日本	支那	事蹟
前一一二三頃			周の建國
七七一		周襄王 二〇	周室の東遷
六八五		齊桓公	齊の桓公起
六三二	舒明 二九	城濮王	城濮の戰
五九七	推古 六四	周定王 一〇	楚の成王の覇成る
五五一頃	欽明 一三〇	周靈王 二一	孔子生る
五四三頃	安閑 二八六	周景王 二	釋迦入滅第一回の結集
五一八	安閑 一四三	周敬王 二	波斯王ダライアス バンヂャブを取る
四七九	欽明 一八二	周敬王 四一	孔子歿す
四七三	孝昭 一八八	周元王 三	越王句踐吳を滅す
四〇三	孝昭 二五八	周威烈王二三、 七	七雄國起る
三三三	孝安 三六〇	周顯王 三六	蘇秦六國の合從を成す

三二七	孝安	六六	三三四	周顯王	四二	歷山大王印度に侵入す
三一一	孝安	八二	三五〇	周赧王	四	張儀連衡を成す
二六〇頃	孝靈	三一	四〇一	周赧王	五五	アシヨカ王即位
二五六	孝靈	三五	四〇五	周赧王	五九	秦周室を滅す
二五五	孝靈	三六	四〇六	秦王政	元	安息國起る
二四四頃	孝靈	四七	四一七	秦王政	二四	アソカ王の結果
二二一	孝昭	七〇	四四〇	秦王政	二八	秦天下を併呑す
二一〇	孝元	五	四五一	秦始皇	三七	秦の始皇帝歿す
二〇六	孝元	九	四五五	秦三世	二	秦滅ぶ
二〇二	孝元	一三	四五九	漢高祖	元	漢天下を統一す
一九四	孝元	二一	四六七	漢惠帝	元	衛滿朝鮮王となる
一五四	開化	四	五〇七	漢惠帝	三	七國の亂
一四〇	開化	一八	五二一	漢武帝 建元	元	漢年號を創む
一二八	開化	三〇	五三三	漢武帝 天朔	元	大月氏國起
一一九	開化	三九	五四二	漢武帝 元狩	四	霍去病大に匈奴を驅逐す
一一一	開化	四七	五五〇	漢武帝 元鼎	六	漢の武帝南越を平く
一〇八	開化	五〇	五五三	漢武帝 元封	三	漢の武帝朝鮮を平く
六〇	崇神	三八	六〇一	漢宣帝 神爵	二	鄭吉を西域都護とす
五七頃	崇神	四一	六〇四	漢宣帝 五鳳	元	高勾麗建國
三六	崇神	六二	六二五	漢元帝 建昭	三	漢呼韓邪單于と和す
後 八	垂仁	三七	六六八	漢子嬰 初始	三	王莽簒立す
二三	垂仁	五二	六八三	新王莽 地皇	四	王莽敗死す
二五	垂仁	五四	六八五	後漢光武 建武	元	後漢の光武帝即位す
四一	垂仁	七〇	七〇一	後漢光武 建武	一七	馬援安南を平く
五六	垂仁	八五	七一六	後漢光武 中元	二	カニシユカ大王立つ
六七	垂仁	九六	七二七	後漢明帝 永平	一〇	洛陽に白馬寺を立つ
七三	景行	三	七三三	後漢明帝 永平	一六	後漢の明帝大に北匈奴を討す
九三	景行	二三	七五三	後漢和帝 永元	五	竇憲匈奴を破り匈奴西走し鮮卑之に代る
一六六	成務	三六	八二六	後漢桓帝 延熹	九	太秦の船日南に至る
二〇八	神功攝政	八	八六八	後漢獻帝 建安	一三	赤壁の戰

○二一〇	神功攝政	八八〇	後漢獻帝	二五	魏文帝自立す
○二二六	神功摂政	八八六	蜀漢後主	四	波斯安息を滅ぼす
○二六三	神功攝政	九二三	蜀漢後主	元	蜀漢魏に滅ぼさる
○二六五	神功攝政	九二五	晉武帝	八	晉魏を滅ぼす
○二八〇	應神	九四〇	晉武帝	元	晉呉を滅ぼし天下を統一す
二八一	應神	九四一	晉武帝	二	鮮卑大國を創す
三〇四	應神	九六四	晉惠帝	元	劉淵漢王と稱す
○三一六	仁德	九七六	晉愍帝	四	西晉滅ぶ
○三八三	仁德	一〇四三	東晉元帝	八	淝水の戰
○三九八	仁德	一〇五八	東晉安帝	二	魏太祖道武帝立
○四二〇	允恭	一〇八〇	東晉恭帝	二	東晉亡び宋武帝立
○四七九	雄略	一一三九	齊高帝	元	齊高帝即位
○五〇二	武烈	一一六二	梁武帝	元	梁武帝簒立
五三五	安閑	一一九二	梁敬帝	元	魏東西に分る
○五五七	欽明	一二一八	梁敬帝	二	隋梁を滅ぼす

○五八八	崇峻	一二四八	陳後主	二	隋天下を統一す
○六〇七	推古	一二六七	隋煬帝	三	日本隋に通ず
六一二	推古	一二七二	隋煬帝	八	煬帝高麗を討ず
○六一八	推古	一二七八	唐高祖	元	唐高祖帝位に即く
○六三六	舒明	一二九六	唐太宗	一〇	基督敎唐に入る
○六四一	舒明	一三〇一	唐太宗	一五	回回敎徒波斯を滅ぼす
六四八	孝德	一三〇八	唐太宗	二二	王玄策印度に使す
○六六三	齊明崩後	一三二三	唐高宗	三	百濟滅ぶ
○六六八	天智	一三二八	唐高宗	元	武后の亂起る
六九〇	持統	一三五〇	唐中宗	七	則天武后國號を周と改む
六九三	持統	一三五三	唐中宗	一〇	則天武后聖神皇帝と稱す
○七〇五	文武	一三六五	唐中宗	元	武后の亂平く
七二八	聖武	一三八五	唐玄宗	一六	渤海日本に通ず
七四五	聖武	一四〇五	唐玄宗	四	回紇突厥の故地を領す　吐蕃印度より喇嘛敎を得
○七五五	孝謙天平勝寶	一四一七	唐玄宗	一四	安祿山叛 ○

○八一九	嵯峨 弘仁 一〇	一四	唐憲宗 元和	藩鎮の亂平く
八五九	清和 貞觀 一	一三	唐宣宗 大中	南詔大理と號す
八七五	清和 貞觀 一七	二	唐僖宗 乾符	唐黄巢叛す
○九〇七	醍醐 延喜 七	元	後梁太祖 開平	唐滅ぶ
○九一六	醍醐 延喜一六	元	後梁太祖 貞明	契丹阿保機帝と稱す
○九二六	醍醐 延喜二六	元	後唐明宗 天成	契丹渤海を滅はす
○九三六	朱雀 承平 六	元	晉高祖 天福	石敬瑭唐を滅ぼず 高麗朝鮮を定む
九三七	朱雀 承平七	二	晉高祖 天福	契丹遼と號す
○九六〇	村上 天德 四	元	後周恭帝 綋陸	宋趙匡胤即位
○九七九	圓融 天元 二	四	宋太宗 太平興國	宋太宗北漢を降し天下を一統す
○一〇〇四	一條 寬弘 元	元	宋眞宗 景德	澶淵の盟
一〇一九	後一條 寬仁 三	三	宋眞宗 天禧	高麗臣を遼に稱す 遼極盛時代
一〇三〇	後朱雀 長元 三	八	宋仁宗 天聖	遼聖宗與遼を滅す
○一〇三八	後朱雀 長曆 二	元	宋仁宗 寶元	セルジューク土耳古起
一〇四四	後朱雀 寬德 元	四	宋仁宗 慶曆	李元昊夏國王に封ぜらる

○一〇六九	後朱雀 延久 元	二	宋神宗 熙寧	王安石新法を行ふ
○一一一五	鳥羽 永久 三	五	宋徽宗 政和	金太祖帝位に即く
一一二五	崇德 天治 二	七	宋徽宗 宣和	遼耶律大石西遼を立つ 遼亡ぶ
○一一二七	崇德 大治 二	元	宋欽宗 靖康	靖康の難
○一一五二	近衛 仁平 二	二	宋高宗 紹興	ゴル朝起る
○一二〇〇	土御門 正治 二	六	宋寧宗 慶元	ホラズム國起る 宋滅ぶ
○一二〇六	土御門 建永 元	二	宋寧宗 開禧	成吉斯汗立つ
○一二〇九	土御門 承元 三	二	宋寧宗 嘉定	蒙古西夏を降す
○一二一八	順德 建保 六	一一	宋寧宗 嘉定	蒙古西遼を滅ぼす
○一二二〇	順德 承久 二	一三	宋寧宗 嘉定	蒙古ホラズムを滅ぼす
○一二二七	後堀河 安貞 元	三	宋理宗 寶慶	成吉斯汗歿す
一二三四	四條 文曆 元	元	宋理宗 端平	金蒙古に滅ぼさる
○一二四一	四條 仁治 二	元	宋理宗 淳祐	蒙古高麗に通す リーグニッツの戰
一二四五	後嵯峨 寬元 三	五	宋理宗 淳祐	羅馬法王使者を蒙古に通す
○一二五八	後深草 正嘉 二	六	宋理宗 寶祐	蒙古バグダッドを滅ぼす

一二六八	龜山	文永	一九二八	宋度宗 咸淳 四
一二六九	花園	文永	一九二九	宋度宗 咸淳 五
一二七一	龜山	文永	一九三一	宋度宗 咸淳 七
一二七四	龜山	文永	一九三四	宋度宗 咸淳 一〇
一二七九	伊宇多	弘安	一九三九	宋端王 祥興 二
一二八一	後宇多	弘安	一九四一	元世祖 至元 一八
一二八三	後宇多	弘安	一九四三	元世祖 至元 二〇
一二九四	伏見	永仁	一九五四	元世祖 至元 三一
一三〇一	後伏見	正安	一九六一	元成宗 大德 五
一三〇八	後二條	延慶	一九六八	元武宗 至大 元
一三一六	花園	正和	一九七六	元仁宗 延祐 三
一三二八	後醍醐	嘉曆	一九八八	元明宗 致和 元
一三二八	後村上正平		二〇二八	明太祖 洪武 元
一三六九	後村上正平		二〇二九	明太祖 洪武 二
一三七八	後龜山	元中	二〇四七	明太祖 洪武 二〇

蒙古高麗を外藩とす
海都大汗に推さる
蒙古元と稱す
文永の役
元宋を滅ぼす
弘安の役
元緬甸を討す
羅馬法王海路元に通す
元成宗大汗を被る
元武宗窩濶汗國を降す
アラウッヂン歿す
露西亞大公起る
朱元璋帝位に即く
帖木兒サマルカンドに都す
帖木兒交を明に通す

一三九〇	後龜山	元中	二〇五七	明太祖 洪武 二三
一三九九	後小松	應永	二〇五九	明惠帝 建文 元
一四〇二	後小松	應永	二〇六二	明惠帝 建文 四
一四〇五	後小松	應永	二〇六五	明世祖 永樂 三
一四一八	稱光	正長	二〇八八	明宣宗 宣德 三
一四四九	後花園	寶德	二一〇九	明英宗 正統 一四
一四五〇	後花園	寶德	二一一〇	明景宗 景泰 元
一四六七	後土御門	應仁	二一二七	明憲宗 成化 三
一四九八	後土御門	明應	二一五八	明孝宗 弘治 一二
一五〇〇	後土御門	明應	二一六〇	明孝宗 弘治 一三
一五〇二	後柏原	文龜	二一六二	明孝宗 弘治 一五
一五一〇	後柏原	永正	二一七〇	明武宗 正德 五
一五一五	後柏原	永正	二一七五	明武宗 正德 一〇
一五二五	後柏原	大永	二一八五	明世宗 嘉靖 四
一五二九	後奈良	享祿	二一八九	明世宗 嘉靖 八

帖木兒白黨汗を立つ
帖木兒アルハイを略す 燕王兵を起す
アンゴラの戰
帖木兒歿す
安南黎利明と和し大越と稱す
土木の變
アフガンロヂ印度に起る
土耳古アヂセイドを破る
バスコダガマ印度に達す
月即別汗シベン中央亞細亞を一統す
波斯にサフイ朝起る
葡萄牙人ゴアを開く
キワ汗國起
ベーベル印度に起る
明嘉州以西を放棄す 王守仁歿す

一五四〇	後奈良	天文 九	二二〇〇	明世宗 嘉靖	一九
○一五四九	後奈良	天文一八	二二〇九	明世宗 嘉靖	二八
○一五六三	正親町	永禄 六	二二一三	明世宗 嘉靖	四二
○一五六四	正親町	永禄 七	二二一四	明世宗 嘉靖	四三
○一五七一	正親町	元亀 二	二二三一	明穆宗 隆慶	五
○一五七七	正親町	天正 五	二二三七	明神宗 萬曆	五
○一五八〇	正親町	天正 八	二二四〇	明神宗 萬曆	八
○一五八一	正親町	天正 九	二二四一	明神宗 萬曆	九
○一五九六	後陽成	慶長 元	二二五六	明神宗 萬曆	二四
○一六〇〇	後陽成	慶長 五	二二六〇	明神宗 萬曆	二八
○一六〇五	後陽成	慶長一〇	二二六五	明神宗 萬曆	三三
○一六一三	後水尾	慶長一八	二二七三	明神宗 萬曆	四一
一六一四	後水尾	慶長一九	二二七四	明神宗 萬曆	四二
○一六三四	明正	寛永一一	二二九六	明思宗 崇禎	九
○一六三六	明正	寛永一三	二二九八	明思宗 崇禎	一一
○一六三九	明正	寛永一六	二二九九	明思宗 崇禎	一二
○一六四四	後光明	正保 元	二三〇四	明思宗 崇禎	一七
○一六五九	後四院	萬治 二	二三一九	明永明王 永曆	一三
○一六六一	後四院	寛文 元	二三二一	明永明王 永曆	一五
○一六七三	靈元	延寶 一三	二三三三	清聖祖 康熙	一二
○一六八三	靈元	元和 三	二三四三	清聖祖 康熙	二二
○一七〇七	東山	寶永 四	二三六七	清聖祖 康熙	四六
○一七二四	中御門	享保 九	二三八四	清世宗 雍正	二
○一七二八	中御門	享保一三	二三八八	清世宗 雍正	六
○一七三五	中御門	享保二〇	二三九五	清世宗 雍正	一三
○一七三六	櫻町	元文 元	二三九六	清高宗 乾隆	元
○一七四七	櫻町	延享 四	二四〇七	清高宗 乾隆	一二
○一七五三	桃園	寶暦 一三	二四一三	清高宗 乾隆	一八
一七五五	桃園	寶暦 一五	二四一五	清高宗 乾隆	二〇
○一七五七	桃園	寶暦 一七	二四一七	清高宗 乾隆	二二

安南南分す
葡萄牙人日本に至る
平海衛倭寇の戰
露西亞明に通ず
西班牙人呂宋を取る
英人印度に達す
西班牙人日本に至る
葡萄人澳門を占領す
和蘭人スマトラに至る　第一回朝鮮役媾和
英人東印度商會を立つ
アクベール歿
英吉利人日本に至る
努爾哈赤滿州を立つ
大清建國
日本鎖國　朝鮮清の封冊を受く

英人マドラスを開く
李自成帝を稱す
アウラングゼブ立つ
清聖祖明を滅す
三藩の亂
臺灣清領となる
アウラングゼブ歿
世宗西藏を平く
恰克圖條約成る
世宗歿　貴州南部の蕃族叛
ナヂール波斯王國を立つ
波斯王ナヂール王歿
遏羅大亂
準噶爾亂平定
プラッシーの戰

○一七六〇	桃園	寶暦	二四二〇	清高宗 乾隆	二五
○一七七五	後桃園	安永	二四三五	清高宗 乾隆	四〇
○一七八一	光格	天明	二四四一	清高宗 乾隆	四六
○一七八二	光格	天明	二四四二	清高宗 乾隆	四七
○一七八六	光格	天明	二四四六	清高宗 乾隆	五一
○一七八八	光格	天明	二四四八	清高宗 乾隆	五三
一七九一	光格	寛政	二四五一	清高宗 乾隆	五六
○一七九四	光格	寛政	二四五四	清高宗 乾隆	五九
○一八〇三	光格	享和	二四六三	清仁宗 嘉慶	八
○一八〇四	仁孝	文化	二四六四	清仁宗 嘉慶	九
○一八一七	仁孝	文化	二四七七	清仁宗 嘉慶	二二
○一八二四	仁孝	文政	二四八四	清宣宗 道光	四
一八二六	仁孝	文政	二四八六	清宣宗 道光	六
○一八二八	仁孝	文政	二四八八	清宣宗 道光	八
○一八三一	仁孝	天保	二四九一	清宣宗 道光	一一

天山北南路平定

大小金川叛　阮文惠安南に兵を擧く

緬甸王ボドアーブラー即位

フハチヤクリ遥羅王となる

安南統一

清安南を征す

廓爾哈後藏を侵す

アガムハメツドリ波斯を統一す

安南統一越南と稱す

モーガル皇帝英の保護を受く

英國マーラッタを併呑す

英國アッサム、アラカンを取る

ドストムハメット、アフガニスタンを統一す

波斯露國に裏海の西岸を譲る

清國回部の亂を平く

○一八三九	仁孝	天保	二四九九	清宣宗 道光	一九
○一八四〇	仁孝	天保	二五〇〇	清宣宗 道光	二〇
○一八四一	仁孝	天保	二五〇一	清宣宗 道光	二一
○一八四二	仁孝	天保	二五〇二	清宣宗 道光	二二
○一八四九	孝明	嘉永	二五〇九	清實宗 道光	二九
○一八五三	孝明	嘉永	二五一三	清文宗 咸豐	三
○一八五六	孝明	安政	二五一六	清文宗 咸豐	六
○一八五七	孝明	安政	二五一七	清文宗 咸豐	七
○一八五八	孝明	安政	二五一八	清文宗 咸豐	八
○一八六〇	孝明	萬延	二五二〇	清穆宗 同治	元
○一八六二	孝明	文久	二五二二	清穆宗 同治	三
○一八六三	孝明	文久	二五二三	清穆宗 同治	三
○一八六四	孝明	元治	二五二四	清穆宗 同治	三
○一八六六	孝明	慶應	二五二六	清穆宗 同治	五
○一八六八	今上	明治	二五二八	清穆宗 同治	七

鴉牙問題起る

シク一英國に服す

東浦塞邏羅の附屬となる

南京條約成る

長髮賊亂起

英國ベークを取る　米艦浦賀に至る

清英佛と葛藤を生ず

ベンガル土兵叛

天津條約成　愛琿條約成　佛國柴根を占領す

北京條約成る

佛國南部交趾を取る

東浦塞佛國の保護となる　朝鮮王李熙立つ

長髮賊平く

佛國江華灣を侵す

露國ボクハラを保護す

○一八七一	今上	明治	二五三一	清穆宗 同治 一〇 伊犂の亂
○一八七四	今上	明治	二五三四	清穆宗 同治 一三 日本臺灣を征す
○一八七五	今上	明治	二五三五	清 光緒 元 カラフト問題決す
○一八七六	今上	明治	二五三六	清 光緒 二 日韓條約成
○一八七七	今上	明治	二五三七	清 光緒 三 清カシュガルを平定す
○一八七九	今上	明治	二五三九	清 光緒 四 英國アフガニスタン東部を取る
○一八八〇	今上	明治	二五四〇	清 光緒 六 曾國藩露と伊犂境界を協定す
○一八八二	今上	明治	二五四二	清 光緒 八 大院君閔氏を除かんとす
○一八八三	今上	明治	二五四三	清 光緒 九 安南東京地方を佛國に讓る
○一八八四	今上	明治	二五四四	清 光緒 一〇 朝鮮甲申の亂
○一八八五	今上	明治	二五四五	清 光緒 一一 清佛戰終 日清天津條約成
○一八八六	今上	明治	二五四六	清 光緒 一二 英國緬甸を滅す
○一八八七	今上	明治	二五四七	清 光緒 一三 英女皇印度女帝となる
○一八九三	今上	明治	二五五二	清 光緒 一五 佛國湄公河東を取る
○一八九四	今上	明治	二五五四	清 光緒 二〇 日清戰爭起
○一八九五	今上	明治	二五五五	清 光緒 二一 馬關條約 パミール問題決定

索引

順序は通俗の音便に從ふ

あ

愛琿條約 二〇四
愛覺羅羅 一七五、一七六
哀宗(金) 一三九
阿骨打 一一三
阿闍世 四〇
阿難 四〇
阿房宮 二四
阿刺罕 一三五
阿難本 八二
阿里不哥 一三四
阿魯台 一五一
鴉片戰爭 一九六—一九八
廈門 一九九
アウランゲセブ 一六七
アグオール 一六六、一六七
アストラカン 一七四
アソカ 四一
アバス二世 一六九
アフガニスタン 二〇六
アブセイド 一六四
アラウッヂン 一四九
アラスカ 二〇三
アラビア 八三
アラルスク 二〇五
アルゴー 一九九
アルサケス 八〇
アルタザークセス 八〇
安邑 六
安陵緒 八九
安東都護 七四
安息 四二、八〇
安南 二五、三五、一〇五、五四、一五五、一八六、二〇七、二〇八
安樂公主 八六
安祿山 八七—八九
アンゴラ 一五〇
アンチオーク 八二
俺答 一五二

い

伊尹 八
幽州 七一
幽王 一三
イケナチーフ 二〇〇、二〇四
倭寇 一五五、一五六
イスマエル 一二三
イノセント四世 一四〇
イラワヂー 一九四
伊犂可汗 六六
伊兒汗國 一四一、一四七
一四八
殷 八、九
英吉利 一七三、一九一—一九三
一九六—二〇〇、二〇七、二〇八
印度 三七、三八、四〇、四一、四二、一四九、一五〇、一六五、一七〇、一七三、一七四、一九一、一九二、一九四
インドラ 三七
因明 三八

う

禹 五、六
烏桓 三三
烏孫 三三、四一
于闐 一五二
月即別 一四八、一六四
ウパニシャット 三八
宇文泰 五九、六〇
浦賀 二一一
ウラヂオストック 二六四
雲南 九〇—九二、一五三

え

衛紹 二九
衛青 三二
衛滿 三一
廣宗 八五

英宗(明) 一五一
瓦剌 一五一、一五二、一五三
厄魯特 一八二
也速該 一二六
也先 一五一
越 一六
越南 二〇八、二〇九
葉赫 一七七
飛 五三、五六
飛京 一一四
燕王棣 一四六
榛甘英 四四
賈術 四五
賈紹 四五
賈世興 二一四

れ

王安石 一一〇、一一一
王邑 三五
王欽若 一〇六
王珪 一一八
王建 一〇六
王陵 三一
王玄策 七九
王覇 六一
王守仁 一六〇
王舎城 四〇
王振 一五一
王幸臙 一五五
王世充 六六、六七
王尊 三五
王覇 一九
王僧辨 六〇
王導 五四
王敦 五四
王弼 六一
王風 三四
王莽 三四、三五
王猛 五四
歐陽脩 一〇九、一二一
賀潤合 一一九
賀潤合汗國 一四一、一四二、一四三
オスマン 一四九
オトラール 一五〇
温都 七一

か

夏 六、七
夏貴 一三七
何侯 六一
海山 一四三
海都 一四二、一四三
回紇 七六、七七、八九、一〇一、一二三、一九六
會稽山 一六
懐仁可汗 七七
懐王(楚) 二五、二六
貝遜 四八
貝館 二八、四八、四九
貝尼八王乱 五一
貝似道 一三四
郭威 一〇三
郭子儀 八八、九〇
郭泰 四五
カシュミール 四一
喀什噶爾 一八三、一九六、二〇四
喀爾喀 一八一
蓋去病 三二
合従 一七
國風 一五
何東 八七
カニシュカ 四二
カピラバスタ 三八
カラアシャカ 四〇
和林 一二九、一三四、一四三
カリカット 一七〇
嘉興丹 一八二
漢 二七、二八
漢 五二—五四
韓 一六
韓信 一二八
琉球 一〇九
韓愈 九七、九八
韓非 二二
關羽 四五、四六
桓公(齊) 一四
桓玄 五六
宦官 四五、九四
カンダハール 二〇八
管仲 一四
塔察加 二〇二
唐東 八三、一九七、一九九

カンニング 一九四
咸豊 一九九
咸陽 二四、二六
甘露の變 九四
境下 二六
崖山 三六
カウヌマ 三八
樂毅 一八
岳飛 一一六、一一八
ガズニ 一二四
顔杲卿 八八
顔師古 九七
顔真卿 八八
丸都 七一

き

仇首 七二
仇士良 九四
キエフ 一二八、一三一
郝山 四七
箕子 九、三一
箕準 三一
徽宗 一一七
徽宗 一一二
毅宗 一五九
熹宗 一五八
契丹 六六、一〇一、一〇三
奇渥温鉄木眞 一二六
伯克圖 二〇三
貴由 一三一、一三二
許 四五
許遠 八八
姜維 四七
恭親王 二〇〇
匈奴 二四、三一、三二、三六、四一、五二
欽察 一二八、一三一、一三二、一四一、一四二
キルギス 二〇五
キプ 一六五、二〇五、二〇七
金 一一三、一一六、一二六、一二九、一三〇
金玉均 二一四
金山 六六
金川 一八五
均輸平準法 三〇

く

克烈 一二六
旭烈兀 一三三
軍臣單于 三二

け

慶宗 一五九
憲宗 一五九
憲帝 一四六
景延廣 一〇三
景宗(明) 一五二
景教 八一、八二
耿精忠 一八〇
挂王 一七八
乾 七
結城 四〇—四一
憲宗 九三、一三二、一三四
乾隆 一八四
月氏 三一、三二、四一
元 一三五、二一五
玩璟 一八六—七
玩文岳 一八七
玩文嘉 一八七、二〇八
玄菲 九八
玄宗 七五、八七—九〇
玄元觀 一〇〇
玄菟 三一

こ

縞 一〇

高句麗 七一、七三、七五
孔子 二〇、二一
孔順達 九七
孔安國 二九、四八
后稷 五、六
項羽 二五、二六
康熙 一七九
候君集 七八
紅教 一六二
孝恵帝 二七
孝宣帝 三〇
孝武帝 二八、三〇、三一、五九
孝文 五八、五九
孝烈王 一八
侯景 六〇
浩翠 一九六、二〇六、二〇八
興慶 一〇八
寇謙 六二
冠準 一〇六
洪秀全 一九八、二〇二
黄帝 四、五
黄巢 九五
甲山乱 二一〇
汨水戦 一四
旬践 一六
突厥 一〇五、一一〇、一三二
広南 一八七
紅海 二六
鴻門 二六
高附國 四二
高欽 五九
高祖(隋) 二七
高祖(唐) 六七
高祖 一〇三
高宋 七三—七四、七七、二一六
一八四
高帝 五八
高橙 六〇
高麗 一〇六、一三〇—一三一、一三六
光海君 一七七
光緒 二〇五
光武帝 三五
江都 六七
顧炎武 一九〇
顧寇成 一五八
呼韓邪単于 二四
胡居仁 一六〇
穀梁 二二
相国 一一八
姑蘇 一六
昆陽 三五
呉 一五
呉 四六—四八
呉起 二二
呉三桂 一五九、一七八、一八〇
ゴア 一七〇
五胡 五二—五七
五代 一〇二
五帝 五、六
五服 六
ゴル 一二五
ゴルトン 二〇一
さ
蔡倍 四三
蔡確 一二一
蔡京 一二二
蔡準 一九六
蔡州城 一二九
崔瑗 一三〇
崔忠献 一三〇
柴桂 二〇九
斉植 四一
サガレン 二〇三
朔蘇 一一二
朔方郡 三三
左氏 一二
左宗棠 二〇〇、二〇四、二〇五
サマルカンド 八二、一二三、一二七、一四七
三晶 四
三藩の乱 一八〇
ザヰエール 一七〇
し
周 八、九、一二、一三、一八、一九
周亞父 二八
周公旦 一〇
周敦頤 一二〇
周物 二八
周幅 四五
舟山島 一九六
シクー 一九三
舜宗 八八
叔孫通 二七
叔齊 九
始皇帝 二四
子思 二一
史思明 八八、八九
史朝義 八八、八九
七王の乱 二八
悉達 三八
司馬懿 四七
司馬炎 五二
司馬炎 四七
司馬光 一一二、一二一
司馬遷 二九、四九
司馬昭 四七
司馬相如 二九、四九
シベリア 一七五、一八一
朱元璋 一〇四
朱熹 一一九—一二一
朱全忠 九六
朱棣 七一
シェルアリ 二〇七
釋迦 三八
謝玄 五五
謝石 五五
謝靈運 六二
上海 一九八
シュラッダウラ 一九一
唐都 一三七
舜 五、六
商 八
商鞅 一七、二二
紹興 四七
蕭何 二六
蕭道成 五八
召公奭 一〇
邵雍 一二〇
昭烈帝 四六
諸葛亮 四五—四九
蜀漢 四六、四七
晋 一四、一五
晋 四七、四八、五一、五二、一〇三
晋王炳 六五
新 三四
新羅 七一、七二、七五、一〇六
辰韓 三一、七一
神聖王 一〇六
神宗 一一〇、一五七、一七七
神農 四
訊宗 一〇五
訊審 三一
申不害 一二
信陵君 一八
清佛戦争 二〇〇
日南 四四
ジェラツツイン 一二八、一三三
重貴 一〇三
柔然 五六、六六
竺法蘭 四三
朱棣 五九
孺子嬰 三四
荀況 二一
順宗 一四四
準噶爾 一八二
襄王(周) 一四
襄公(宗) 一四
襄公(晋) 一三
良覩の治 六七、六八
荘遇春 一四五
城濮 一五
女眞 一〇一、一〇二
汝南王 五一
徐達 一四五
事大黨 二一四
秦 一五、一九、二四、二六
秦(前) 五三、五四、五五
秦(後) 五五、五六
秦檜 一一七、一一八
成吉斯汗 一二六—一二九
仁川 二一三
す
出師の表 四七
隋人氏 四
睢陽 八八
鄒元標 一五九
首陀 三七
スマトラ 一三七
遂不合 一二八
せ
齊 一四

齊 五八
成 五二
成王 一〇
青苗法 一一〇、一一一
靖康の難 一一六、一四六
成祖 九二
成祖 四七
成祖(元) 一三四、一三五、一三七
成祖 一四六、一四七、一五一
世宗(高麗) 一〇六
世宗(遂) 一〇三
世宗(金) 一一八
世宗(清) 一八四
世民 六七
世祖 六三
聖祖 一七九—一八三
聖宗(遂) 一〇五—一〇六
西夏 一〇八、一一四、一一六、一二六、一二九
西楚の覇王 二六
西遂 一一五、一二四、一二五
井田 一五
石敬瑭 一〇二
石虎 五三
石勒 五二、六三
赤眉の賊 三五
赤壁の戦 四六
薛延陀 七六
節度使 九二
セルジューク土耳古 一一五、一二四
川黨 一一二
占城 一三八
踐土 一五
鮮卑 三七、五三
澶淵の盟 一〇六
戰國 一六、一七
宣眉皇太后 一一一
宣祖(朝鮮) 一七
宣宗(唐) 九五
宣宗(金) 一一六
宣王(周) 一三
専閨 五三
セスイット 一七〇

そ

楚 一四、一五

宋 一四
宋 一〇四
宋室南渡 一一六
宋祖 八七
宋遜 一六一
宗弼 一一八
曹操 四六
曹丕 四六
曹吉祥 一五二
曹公亮 一一〇
曹國潘 一九九、二〇一、二〇五
曹國舅 二〇一
曹統 一五二
曹參 一二一
崇厚 二〇五
蘇洵 一一〇、一二一
蘇軾 一一〇、一一二、一二一
蘇定方 七四
蘇舜欽 一二一
祖承訓 一五七
孫權 四五
孫堅 四五
孫武 二三

た

大院君 二一三
大越 一五四、一八七
大夏 四〇、四一、四二、一〇八
太祖 二〇〇
大月 四二、四四、八〇
大成 一五四
大原 六六
太秦 四四
太祖(契丹) 一〇一、一〇三
太祖(元) 一二九
太祖 一一三、一一四
太祖(明) 一四五、一四六
太宗(唐) 六八、七三、七六—七八、七九、八二
太宗(契丹) 一〇二、一〇三
太宗(金) 一一六、一一七
大齊皇 七五
太平公主 八六
太平天國 一九九
太武帝 五六、五八
大明律 一四六
大理 九二、一三二

ち

チャンドラグプタ 四〇
捕漁兒 一五二
占城 一三二、一三八
忠烈王 一三六
封 八
帖木兒 一四七—一五〇
趙 一六
趙高 二五
趙匡胤 一〇四
趙光國 三三
趙普 一〇四
趙陀 三〇
朝鮮 二五、三一、七〇、一六、二一三、一五五、一七七

澶淵 一五六、一七四、一七九、一八一、二一二、二一六
大遂 一三〇、一三一
都祖可汗 一五一
津輕 一六二、一八三
遠藤 六四
代王侑 六七
殷王 一八

つ

塚田 一二六、一二九
哲伯 一二六、一二八

て

鄭吉 三三
鄭和 一四七
鄭衆 四四
租調 一一二、一二〇
程頤 一二〇
天津條約 一九九、二一五
天祐帝 一一三
甲制 六九—七〇
天智帝 八五

と

唐 六七、六八、八四
唐侯 五、六
夏姬 三七、四四
寧固 三六
頭兵可汗 六六
董仲舒 一五八
陶潛 六二
東林黨 一五八
湯和 一四五
杜如晦 六七
杜甫 九七
杜牧 四五
杜預 六一
吐蕃 七六、七八、九〇—九二、一三二
吐谷渾 六五、七八、一〇一
突厥 六六、七六
徳宗 九三
土木 一五二、一五七
道希 六四
道光 一九六
道安 六三
童貫 一一二、一一四
東干族 二〇四

な

乃蒲 一二四、一二六
ナダール 一六九
南詔 二五、三〇
南京 一九八、一九九、二〇二
南詔 九一、九二

南朝于 三六
南北朝 五八

に

二世皇帝 二五
日逐王 三三
日本 七二―七六、一五五―一五七、二〇三、二一八
ニコライスク 二〇三

ぬ

努爾哈赤 一七六

ね

寧宗 一一九、一二九
ネストリアス 八一
熱河 二〇〇
ネパール 七八、一八七

は

柿 二五
裴度 七一、九三
裴矩 八
伯夷 九
白河 二〇〇
白起 一八
白居易 九七
白馬寺 四三
白馬湖汗 一四八
白蓮教 一九五
范雎 六一
范仲淹 一〇九
范文虎 一三七
范陽 八七
范蠡 一六
班超 三六、四三
班彪 五三
馬援 三五、三六
馬韓 三一、七一
馬鬼 八八
馬卿 二一六
馬鳴 六三
撥都 一三一
バクトリア 四〇
バグダッド 一三三、一四二
バーベル 一六四、三八六
伯顔 一三五、一四二、一四三
波羅門 三七、三八
盤谷 一八六
パークス 二〇〇
パミール 二一六
バンクャブ 三七、四〇、四一、八一、二二四

ひ

比干 九
温都敦 七九
馮異 三五
緬甸 一三七、一五三、一七八、一九三、一九四
閻魏 三〇

ふ

符堅 七二
福信 七四
福王 一七八
伏羲 四
武三思 八四―八六
武氏の乱 八四、八五
佛教 三八、四〇、四一、四三、六三、七二、八一、一二二、一七四、一八五、一九二、二〇〇、二〇九、二一〇
武帝(漢) 三二、三三
武帝(六) 五六、五九、六〇
武帝(陳) 六一
武帝(周) 六四
武王(周) 九
プラーマ 三八
文武帝(魏) 五六
文帝(隋) 六九、七三
文徴明 一六一
文公(晋) 一三、一四
文天祥 一三五
文宗 九四
文宗 一九九

へ

丙吉 三〇
平原君 一八
平壌の戦 二一六
平陽 五
平盧 八七
ヘスチング 一九一
彭祖 三一、七一

ベーグ 一三七、一五三
北京 二〇〇、二〇一
波斯 四〇、八〇、八一、一六五、一六九

ほ

方孝孺 一六一
澎湖 二〇六
法護 六三
朋黨 四五、九五
彭城 二六
北漢 一〇一、一〇三
房玄齢 六七
房州 八五
冒頓單于 三一
ホラズム 一二四、一二五、一二七、一二八
埔頭牙 一七三
和蘭 一七三、一七四
香港 一九八
鳳翙 二二
穆公 一五
渤海 七五、一〇一
ボグバ 一二三、一二七
木華黎 一二六
ムラヴヨフ 二〇四

め

梅公可 二一〇
明帝(後漢) 三六、四三
メリクシャー 一二四
蔑里吉 一二六

も

孟嗣二 一
モーガル帝國 一六六―一六八
孟管狄 一七三
モスコー 七、一七
蒙恬 一三一、一五八
一六五、一六九、二〇六、二〇七
卜赤 一五二
ボルチオ 一四七
梵天 三八

ま

マカオ 一七〇
摩訶迦葉 四一
マガタ 四〇
マドラス 一七四
マームード 一二四、二〇六
マニラ 一七二
マラッカ 一四七
マルコポロ 一四〇
鞭笞 一二二
マンダレー 一九四
滿州 一七五

み

妙清 一三〇
任那 七二

む

ムハマッド 一二五

め

盟信 六二
愈太獻 一五六

よ

厭勝 六四
陽明學 一六〇
陽太眞 八七
楊雄 四八

ら

老槐 一五四
樂浪 三一
洛邑 一〇
洛陽 二七、一二
喇嘛 一三二、一四四、一四七
拉撒 一八三

り

琉球 二一二
李淵 六六
李密 二一三
李吉甫 九五
李繼遷 一〇八
李繼捧 一〇六

ゆ

葉し発

李峴 一二九
李乾順 一一四、一一六
李元昊 一〇八
李綱 一一五、一一八、一二一
李鴻章 一九九、二〇〇
李公麟 一二一
李克用 九六、一〇二
李斯 二五
李嗣源 一〇二
李嗣謙 一三〇
李自成 一五九、一七八
李如松 一五七
李成珪 一五五
李成勳 七六
李勣 七七
李宗閔 九五
李存勗 一〇二
李德期 一〇六
李德裕 九五
李白 九七
李邦彥 一一五
李茂貞 九六
李膺 四五
劉永福 二〇九
劉綎 三四
劉基 一六一
劉瑾 一五二
劉玄 三四
劉摯 一一二
劉之協 一九五
劉秀 三四、三五
劉仁軌 七四
劉仁願 七四
劉崇 一〇三
劉知遠 一〇三
劉綎 一五三
劉裕 五六
劉邦 二五—二七
劉文靜 六七
隆基 八六
龍樹 六三
柳宗元 九八
陸賈 二七
陸九淵 一二〇
陸九齡 一二一
陸贄 九三
陸秀夫 一三六
理宗 一三〇、一三四
呂誨 一一〇
呂后の乱 二八
呂尚 八、九
呂不韋 一八
呂文煥 一三六
遼 一〇三—一〇八
遼東 七一、一〇五、一〇六
梁 五九、一〇二
盧杞 九三
盧龍 九二
兩稅の法 九三
蘭相如 一八
臨屯 三一
林邑 六五
林衍 一三六
林則除 一九七
臨屯 三一

れ

黎相 一〇五
顯顯 一五四
黎寧 一五五
令狐綯 九五
列冠禦 二二
連衡 一七
廉頗 一八

ろ

老聃 五二
龍川 一五一
六監山 一二九
露西亞 一四八、一六九、一七四、一七五、一八一、二〇三—二〇五、一〇七、二〇八、二一一

わ

ワイシヤリ 四〇
ワード 二〇一
王仁 七二
幹離不 一一六

ゐ

畏吾兒 一二六
韋后 八五
韋陀教 三七
兀良合台 一三三、一五一
吠舍 三七

ゑ

慧龍 一二二

明治三十二年二月十日印刷
同 年二月十四日發行

東洋史要
（定價金八拾錢）

著作者 小川銀次郎
東京市本郷區千駄木町五十番地

發行兼印刷者 金港堂書籍株式會社
東京市日本橋區木町三丁目十七番地

代表者 右社長 原亮三郎
東京市下谷區龍泉寺町四百十番地

印刷所 惠愛堂
東京市麴町區內幸町壹丁目五番地

賣捌所 各府縣特約販賣所

版權所有

金港堂書籍株式會社發行教科用圖書販賣所

(東京府)

東京市 金昌堂
同 林平次郎
同 播磨屋

(神奈川縣)

武藏國橫濱 田沼商店
同 同 天野弘集堂
相模國藤澤 川上九兵衛
同 平塚 今井政兵衛
同 戶塚 柏瀨權次郎
同 橫須賀 竹川新四郎

(靜岡縣)

駿河國韶岡 廣瀨市藏
同 同 吉見義次
同 同 勝見儀助
同 沼津 渡邊八重吉
同 藤枝 大石豐吉
遠江國袋井 木野伊平
同 掛川 三原屋甚藏
同 濱松 谷島屋源三郎
伊豆國下田 平野屋久七

(愛知縣)

尾張國名古屋 川瀨代助
同 同 片野東四郎
同 同 三輪文次郎
三河國豐橋 高須廣次
同 岡崎 伊藤小文司

(三重縣)

伊勢國四日市 岩田與七
同 津 關西圖書株式會社
同 同 河島九右衛門

(岐阜縣)

美濃國岐阜 郁文堂
同 大垣 岡安慶助
同 同 上田源藏
同 同 平野利兵衛
飛驒國高山 平田鈴吉

(滋賀縣)

近江國大津 島林專次郎
同 同 淡海堂
同 彥根 廣田七次郎

(京都府)

京都市 村上勘兵衛
同 大黑屋書店

(大阪府)

大阪市 柳原喜兵衛
同 松村九兵衛

(奈良縣)

大和國奈良 圖書卸賣合資會社
同 同 阪田一郎

(和歌山縣)

紀伊國和歌山 宮井宗兵衛
同 同 三宅小二郎

(兵庫縣)

攝津國神戶 吉岡支店
同 同 熊谷幸助
播磨國明石 藥師寺卯一郎
同 姬路 矢內正夫
但馬國豐岡 石田松造
淡路國洲本 福浦文藏
丹波國柏原 中井正吉

(岡山縣)

備前國岡山 武內彌三郎
同 同 森博文堂
美作國津山 仁科照文堂
備中國高梁 壺井朝太郎

(鳥取縣)

因幡國鳥取 藤谷旭日堂
伯耆國倉吉 德岡長造
同 米子 今井兼文

(島根縣)

出雲國松江 川岡清助
同 同 園山文會堂
同 同 大芦庄次郎
石見國濱田 安達共榮堂

(廣島縣)

安藝國廣島 積善館支店
同 忠海 田上三郎
備後國尾ノ道 兒玉芸香堂
同 福山 桑田庄助

金港堂書籍株式會社發行教科用圖書販賣所

（山口縣）
周防國山口　桂山陽堂
同　同　宮川臣吉
同　岩國　白銀伊兵衛
長門國舟木　中原卯兵衛
同　同　生田新一
同　長府　村田梅龍堂
同　赤間關　山名支店
同　萩　藤川東輔

（德島縣）
阿波國德島　黑崎精二
同　同　井關參吉
同　脇町　小野喜代次

（高知縣）
土佐國高知　澤本駒吉

（香川縣）
讃岐國高松　清野信七
同　同　宮脇仲次郎
同　丸龜　入江開文舍

（愛媛縣）
伊豫國松山　向井藏二郎
同　宇和島　石崎忠八
同　西條　金川支店

（福岡縣）
筑前國博多　具海書店
同　同　積善館支店
筑前國博多　森岡榮

筑後國久留米　菊竹儀平
同　同　田中幸二郎
豐前國豐津　佐野長七

（佐賀縣）
肥前國佐賀　河內壯助

（熊本縣）
肥後國熊本　長崎次郎

（長崎縣）
肥前國長崎　安中半三郎

（大分縣）
豐後國大分　甲斐治平
豐前國中津　梅津書店

（鹿兒島縣）
薩摩國鹿兒島　吉田幸兵衛

（宮崎縣）
日向國宮崎　津野書店
同　同　松井義雄

（福井縣）
越前國福井　品川太右衛門
同　敦賀　山上宗兵衛
若狹國小濱　吉岡昌太郎

（石川縣）
加賀國金澤　近田太三郎
同　同　宇都宮書店
加賀國金澤　益智館
同　小松　宇都宮源平

（富山縣）
越中國富山　中田清兵衛
同　高岡　學海堂

（新潟縣）
越後國長岡　目黑十郎
同　同　松田周平
同　同　覺張治平
同　高田　高橋恒
同　水原　西村六平
同　三條　野島書店
同　地藏堂　江口藤吉
佐渡國河原田　中山萬平

（長野縣）
信濃國長野　西澤喜太郎
同　松本　水琴堂
同　同　高美書店
同　同　松榮堂
同　同　鶴林堂
同　上諏訪　宮阪榮次郎
同　飯田　皆川半四郎
同　同　今村嘉十郎
同　伊那　福澤文星堂
同　洗馬　都筑文明堂
同　上田　小林佐平治
同　岩村田　文盛館
信濃國野澤　岩下袈裟吉

（山梨縣）
甲斐國甲府　內藤書店

金港堂書籍株式會社發行教科用圖書販賣所

同　同　柳正堂
同　谷村　萩原岩吉

埼玉縣

武藏國浦ノ巣　長島爲一郎
同　浦和　高野幸吉
同　川越　水村岩三郎
同　所澤　二上吉五郎
同　栗橋　塚本元次郎
同　越ケ谷　協立舍

群馬縣

上野國前橋　高橋常藏
同　高崎　柴田量平
同　富岡　木田清三郎
同　藤岡　松野屋貞吉

千葉縣

下總國千葉　多田屋支店
同　同　立兵舍
同　船橋　大野注連吉
同　小見川　高寺清兵衛
同　福岡　木內嘉兵衛
同　佐倉　吉田德兵衛
同　成田　日暮信太郎
上總國東金　多田屋本店
同　內田村　長峯和兵衛
同　大多喜　惠比須屋書店
安房國北條　鳥海書店

茨城縣

常陸國水戶上市　川又銀造
同　同　平野雄之助
同　石岡　高木市兵衛
同　同　高野清次
同　土浦　伊沼彌助
同　眞鍋　寺田清兵衛
同　下館　須藤市右衛門
下總國岩井　桝屋善吉
同　境　初見政吉

栃木縣

下野國鹿沼　相場領平
同　太田原　田代太郎三郎
同　足利　三泉堂

福島縣

岩代國福島　博向堂
同　同　漸進堂
同　若松　田中善平
同　須賀川　橋本太平
同　喜多方　瀨野作右衛門
岩城國中村　佐藤與七

宮城縣

陸前國仙臺　高橋藤七
同　同　木村文助
同　同　藤崎祐之助
同　同　有千閣
同　同　佐勘書店
同　佐沼　加藤源右衛門
同　角田　八島平兵衛

山形縣

羽前國山形　五十嵐太郎衛門
同　米澤　素月晨平
同　長井　風間五右衛門
同　新庄　大泉善助
同　鶴岡　日向源吉
同　同　地主文藏
羽後國酒田　白崎善助
同　同　鈴木喜八

秋田縣

羽後國秋田　成見清兵衛
同　檳手　大澤鮮進堂
同　增田　東海林重太郎
同　大山　榊田繁次

巖手縣

陸中國盛岡　佐藤庄兵衛
同　同　上村才六
同　花卷　菊地忠太郎
同　一ノ關　佐藤喜平
陸前國高田　菊地重藏

青森縣

陸奧國弘前　今泉道次郎
同　青森　今泉支店

北海道

渡島國函館　魁文舍
石狩國札幌　萱間左右太
後志國小樽　川南重祐

明治三十二年二月十日印刷
同　年二月十四日發行

版權所有

東洋史要
（定價金八拾錢）

著作者　小川銀次郎　東京市本郷區千駄木町五十番地

發行兼印刷者　金港堂書籍株式會社　東京市日本橋區米町三丁目十七番地

代表者　右社長　原亮三郎　東京市下谷區龍泉寺町四百十番地

印刷所　惠愛堂　東京市麹町區内幸町壹丁目五番地

賣捌所　各府縣特約販賣所

84
32

[redacted]

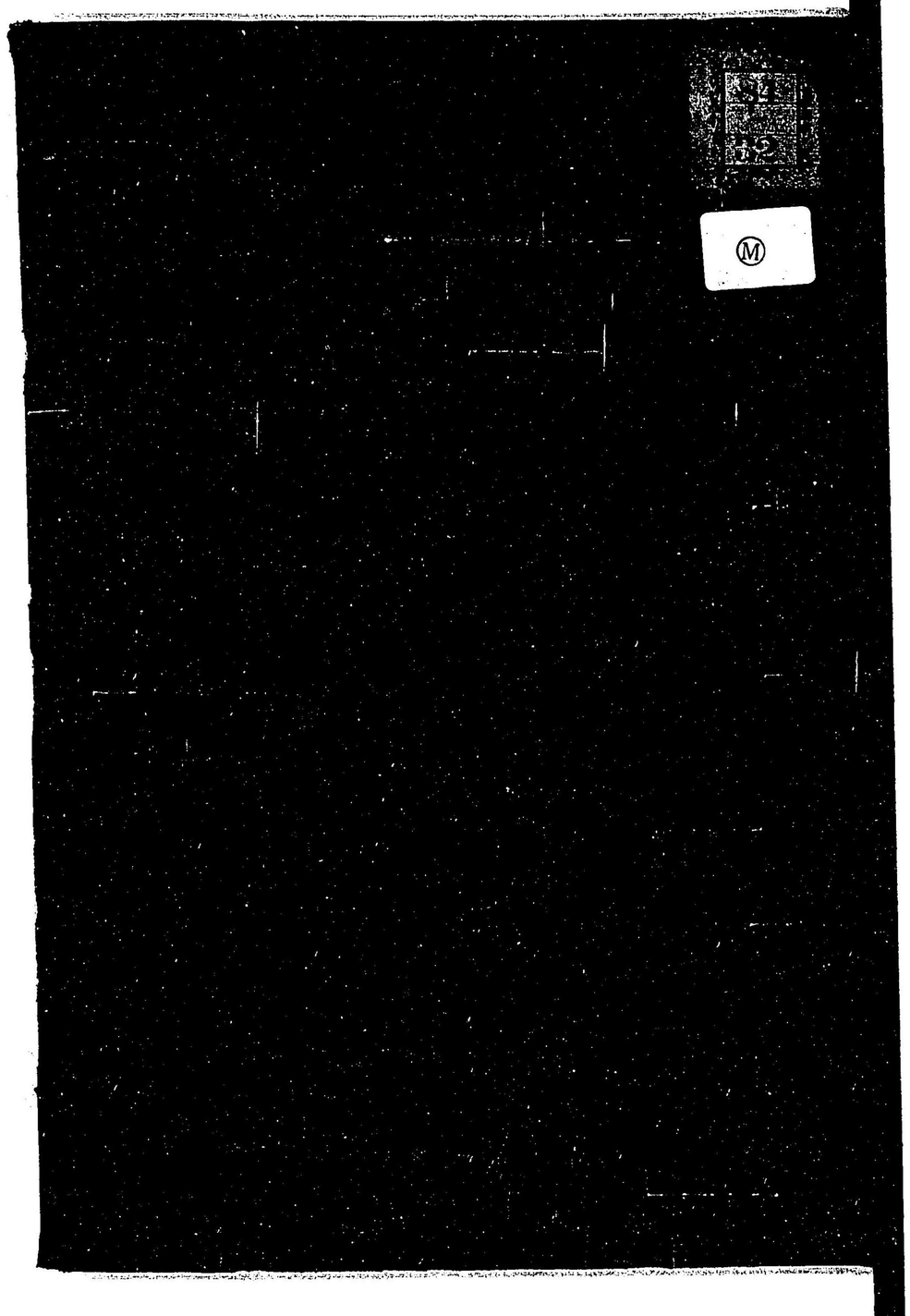

003368-000-0

84-32

東洋史要

小川　銀次郎／著

M32

ACC-1874